

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第140期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 森下 勝彦
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【電話番号】	高知（088）822-9311（代表）
【事務連絡者氏名】	経営統括部長 寺川 智文
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町3丁目10番7号 株式会社高知銀行東京事務所
【電話番号】	東京（03）3865-1781
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 遠賀 正典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社高知銀行松山支店 （愛媛県松山市南堀端町5番地5） 株式会社高知銀行東京支店 （東京都千代田区岩本町3丁目10番7号） 株式会社高知銀行徳島支店 （徳島県徳島市東船場町2丁目32番地） 株式会社高知銀行大阪支店 （大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号） 株式会社高知銀行高松支店 （香川県高松市築地町16番17）

（注）徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		(自 2015年 4月1日 至 2016年 3月31日)	(自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日)	(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	25,114	24,155	23,551	23,185	22,985
連結経常利益	百万円	3,606	3,156	2,980	1,903	2,619
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,012	2,206	1,747	964	1,354
連結包括利益	百万円	2,798	1,551	2,400	227	3,393
連結純資産額	百万円	70,863	71,967	73,867	73,653	69,811
連結総資産額	百万円	1,055,705	1,092,427	1,114,907	1,096,172	1,123,375
1株当たり純資産額	円	523.01	5,323.28	5,521.73	5,492.97	5,106.05
1株当たり当期純利益	円	27.64	198.32	154.30	77.02	115.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	14.83	95.14	80.02	38.49	46.61
自己資本比率	%	6.45	6.33	6.36	6.44	5.94
連結自己資本利益率	%	4.49	3.21	2.49	1.36	1.97
連結株価収益率	倍	4.19	6.60	8.43	10.51	5.48
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,010	26,874	19,187	20,315	18,194
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	2,010	7,439	4,084	10,291	3,032
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	467	458	505	442	447
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	42,698	61,675	76,272	65,806	80,521
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	914 [265]	911 [264]	890 [270]	865 [276]	835 [285]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 2017年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。

「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、2016年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定して算出しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第136期	第137期	第138期	第139期	第140期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	18,838	18,278	18,123	17,311	17,470
経常利益	百万円	3,365	2,883	2,695	1,719	2,324
当期純利益	百万円	2,928	2,113	1,648	900	1,258
資本金	百万円	19,544	19,544	19,544	19,544	19,544
発行済株式総数						
普通株式	千株	102,448	102,448	10,244	10,244	10,244
第1種優先株式		75,000	75,000	7,500	7,500	7,500
純資産額	百万円	66,682	67,522	69,149	68,786	64,799
総資産額	百万円	1,045,667	1,082,187	1,103,805	1,085,214	1,112,553
預金残高	百万円	901,642	900,057	920,766	902,030	920,654
貸出金残高	百万円	682,320	688,750	695,143	698,420	714,678
有価証券残高	百万円	307,979	313,285	314,468	304,272	299,751
1株当たり純資産額	円	507.65	5,155.50	5,337.65	5,302.38	4,908.65
1株当たり配当額						
普通株式	円	2.50	2.50	16.00	25.00	25.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(1.00)	(1.00)	(1.00)	(10.00)	(10.00)
第1種優先株式		2.768	2.568	15.718	24.720	24.720
(内1株当たり中間配当額)		(1.107)	(1.027)	(0.982)	(9.888)	(9.888)
1株当たり当期純利益	円	26.81	189.15	144.49	70.72	106.07
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	14.41	91.13	75.46	35.95	43.31
自己資本比率	%	6.37	6.23	6.26	6.33	5.82
自己資本利益率	%	4.46	3.15	2.41	1.30	1.88
株価収益率	倍	4.32	6.92	9.01	11.45	5.97
配当性向	%	9.32	13.22	17.30	35.35	23.56
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	人	871 [142]	871 [137]	852 [140]	825 [147]	797 [156]
株主総利回り (比較指標: 配当込み TOPIX)	%	68.5 (89.2)	78.6 (102.3)	79.6 (118.5)	52.6 (112.5)	43.9 (101.8)
最高株価	円	187	158	1,478 [136]	1,321	953
最低株価	円	103	94	1,250 [119]	698	525

(注) 1. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第140期(2020年3月)中間配当についての取締役会決議は2019年11月8日に行いました。

3. 2017年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、第137期(2017年3月)の期首に当該株式併合が実施されたと仮定して算出しております。

- 4 . 2017年10月 1 日付で普通株式及び第 1 種優先株式10株につき 1 株の割合で株式併合を実施いたしました。第138期（2018年 3 月）の普通株式の 1 株当たり配当額16.00円は、中間配当額1.00円と期末配当額15.00円の合計となり、中間配当額1.00円は株式併合前の配当額、期末配当額15.00円は株式併合後の配当額となります。
また、第138期（2018年 3 月）の第 1 種優先株式の 1 株当たり配当額15.718円は、中間配当額0.982円と期末配当額14.736円の合計となり、中間配当額0.982円は株式併合前の配当額、期末配当額14.736円は株式併合後の配当額となります。
- 5 . 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 . 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 7 . 2017年10月 1 日付で普通株式10株につき 1 株の割合で株式併合を実施しております。第138期の株価については、株式併合後の最高・最低株価を記載し、株式併合前の最高・最低株価は[]にて記載しております。

2【沿革】

1930年1月20日	高知無尽株式会社設立
1951年10月20日	株式会社高知相互銀行に商号変更
1960年10月6日	高知市堺町に現本社社屋完成、本店移転
1965年7月1日	大阪支店開設
1972年5月29日	高知市本町に事務センター完成
1973年12月5日	株式会社高財社設立
1974年4月26日	東京支店開設
1974年10月1日	オーシャンリース株式会社設立
1975年7月7日	オンライン稼働開始
1975年10月1日	東京事務所設置
1976年3月1日	外国為替業務開始
1979年8月22日	株式会社高銀ビジネス設立
1986年10月24日	海外コルレス業務開始
1987年8月18日	株式会社高知ジェーシービー設立
1989年2月1日	普通銀行に転換し株式会社高知銀行に商号変更
1989年8月18日	株式会社高銀ファイナンス設立
1997年4月1日	株式会社高銀システムサービス設立
2000年12月12日	株式会社高知ジェーシービーは、株式会社高知カードに商号変更
2003年4月28日	株式会社高銀ファイナンス清算登記完了
2004年4月1日	株式会社高財社と株式会社高銀ビジネスが合併（存続会社：株式会社高銀ビジネス）
2004年10月1日	株式会社高銀システムサービスと株式会社高銀ビジネスが合併（存続会社：株式会社高銀ビジネス）
2006年3月1日	東京証券取引所市場第二部に上場
2013年11月20日	東京証券取引所市場第一部に銘柄指定
2016年4月1日	こうぎん地域協働投資事業有限責任組合設立

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行、当行の連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

[銀行業]

当行の本店ほか支店71店等においては、預金業務、貸出業務、為替業務等を行っております。地域に密着した営業活動を展開しており、当行グループ（当行及び連結子会社）の中心となる業務であります。

また、連結子会社である株式会社高銀ビジネスにおいては店舗警備等業務、現金整理・物品販売等、銀行業務に付随した業務を行っております。連結子会社であるこうぎん地域協働投資事業有限責任組合は投資業務を行っております。

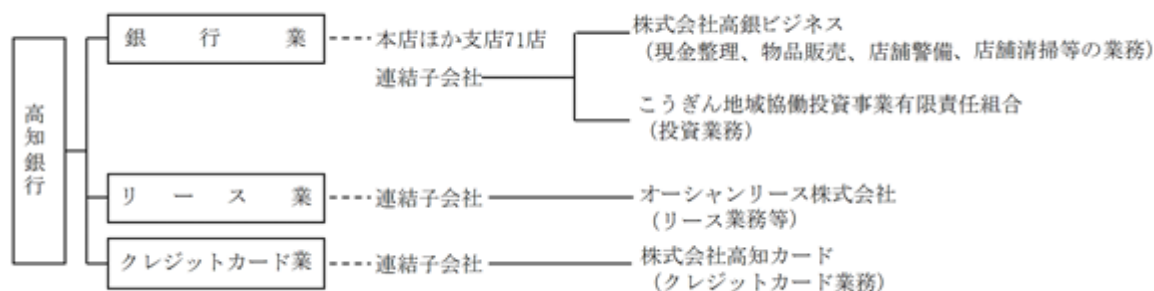
[リース業]

連結子会社であるオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

[クレジットカード業]

連結子会社である株式会社高知カードにおいて、クレジットカード業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は受入出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 株式会社高銀ビジネス	高知県 高知市	10	銀行業	100 (-) [-]	- (-)	-	預金取引関係 業務委託取引関係	建物の一部を 賃貸借	-
こうぎん地域協働投資 事業有限責任組合	高知県 高知市	600	銀行業	-	(-)	-	預金取引関係	-	-
オーシャンリース株式 会社	高知県 高知市	20	リース業	45.0 (-) [20.0]	- (-)	-	リース取引関係 預金取引関係 金銭貸借関係	建物の一部を 賃貸借	-
株式会社高知カード	高知県 高知市	20	クレジット カード業	42.5 (37.5) [37.5]	- (-)	-	預金取引関係 金銭貸借関係	-	-

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
 3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。
 4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
 5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
 6. 上記のうち、オーシャンリース株式会社は連結財務諸表の経常収益に占める連結子会社の経常収益(連結子会社相互間の内部収益を除く。)の割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等	経常収益	5,205百万円
	経常利益	225百万円
	当期純利益	144百万円
	純資産額	4,060百万円
	総資産額	12,276百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2020年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	クレジットカード業	合計
従業員数(人)	822 [269]	6 [7]	7 [9]	835 [285]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり嘱託及び臨時従業員293人を含んでおりません。
 2. 嘱託及び臨時従業員は、[]内に当連結会計年度の平均人員を外書きで記載しております。
 3. 嘱託及び臨時従業員には、派遣社員は含んでおりません。

(2) 当行の従業員数

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
797 [156]	40.6	17.7	5,240

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり嘱託及び臨時従業員164人を含んでおりません。
 2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
 3. 嘱託及び臨時従業員は、[]内に当事業年度の平均人員を外書きで記載しております。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 当行では従業員組合は組織されております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当行は、「熱意」「調和」「誠実」の経営理念のもと、3年間（2018年度～2020年度）を計画期間とする中期経営計画「こうぎん新創造 第 期：変革」において、10年後に目指す姿を以下のとおりとしております。



「ベスト・リージョナル・コラボレーション・バンク」として、地域の発展のために地域とともに最も汗を流し、地域になくしてはならない金融インフラとなり、お客さまから将来にわたってベストパートナーとして認知していただける銀行を目指してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、事業規模を問わず幅広い業種に出ることが予想されますが、当行は関係機関と緊密に連携し、まずは取引先の資金繰り支援に全力を尽くし、その後の経済回復局面では様々なソリューション提供を行うことで、取引先の事業を支援していきたいと考えています。

(2) 中期経営計画における基本方針と基本戦略

10年後の目指す姿を実現するための中期経営計画における基本方針を「地域密着型金融の深化」、「高付加価値サービスの提供」、「生産性の向上」としています。これら3つの基本方針に基づき、6つの基本戦略を掲げて、こうぎん新創造第 期の「変革」の実現に向けて取り組んでまいります。

本中期経営計画（新創造第Ⅰ期）の基本戦略

- 新創造第Ⅰ期「変革」は、「地域の価値向上に向けた創造的な経営モデルへの転換」が目標
- あるべき姿に向けた基本方針の下、6つの基本戦略を推進

BPR効果の最大化と 営業基盤の強化

- BPRの推進による抜本的な業務改革などにより、事務の簡素化を進め、お客さまと“face to face”で向き合う活動の量と質を向上させる

事業性評価に基づく融資の増強

- お客さまの事業に対する理解をこれまで以上に深めることによって、付加価値の高い課題解決につながるソリューションやご融資などによる積極的なサポートを提供する

個人取引の強化

- お客さまのライフステージに応じた金融商品やサービスを提供するとともに、より一層お客さまの立場に立ったコンサルティング営業に取り組む

地域密着型 金融の深化

高付加価値 サービスの 提供

生産性の 向上

人材力の最大発揮

- コンサルティングサービスの質向上に向け、職員のスキルアップに努めるとともに、働き方改革を推進し、これまで以上のワークライフバランスの実現に取り組む

顧客接点の拡大と店舗間連携の強化

- お客さまと当行の“つながり”を拡大するフィンテックを活用した商品やサービスなどを充実するとともに、ブロック・エリア制のもと店舗の連携や機能特化などを進め、お客さまの利便性を高める

経営基盤の強化

- コンプライアンス経営のもと、リスク管理の高度化などに取り組むとともに、グループ企業との連携を強化することによって、環境の変化に耐える強い「こうぎん」を築き上げる

こうぎん新創造 第I期の施策一覧

		営業戦略			経営基盤戦略		
		重点戦略①	重点戦略②	重点戦略③	重点戦略④		
		BPR効果の最大化と営業基盤の強化	事業性評価に基づく融資の増強	個人取引の強化	顧客接点の拡大と店舗間連携の強化	人材力の最大発揮	経営基盤の強化
地域密着型金融の深化	営業人員の増強	顧客セグメンテーション別戦略の構築	顧客セグメンテーション別戦略の構築	営業区域の特性に応じた店舗機能への特化	人材の活用	こうぎんブランドのさらなる浸透	
高付加価値サービスの提供	IT化促進とFinTech活用の基盤拡充	付加価値提供のプラットフォーム構築 事業性評価の強化	ライフステージに応じた金融商品の提供	人材の育成	グループガバナンスの強化		
生産性の向上	業務効率化の推進	独自ベンチマークと業績評価基準の設定	Web取引の拡張	組織連携の最適化	働き方改革の推進	財務基盤の強化	
	数値目標	2019/3期	2020/3期	2021/3期			
主要計数目標	コア業務純益 (*1)	1,957百万円	1,940百万円	2,423百万円	<ul style="list-style-type: none"> 業務改革（BPR）による抜本的な事務の簡素化・効率化を進める 営業活動の量と質を向上させて営業力の強化を図り、貸出金利息を中心とした資金利益を維持・拡大させる 各施策を着実に履行し、収益力の強化と資産の健全化を進める 		
	業務粗利益経費率 (*2)	71.19 %	71.37 %	70.03 %			
	当期純利益	15 億円	15 億円	16億円			
	自己資本比率	9.4% 程度	9.3% 程度	9.3% 程度			

(注) 上記指標は、いずれも単体ベース

(*1) コア業務純益（業務純益＋一般貸引当金繰入額－国債等債券関係損益） (*2) 業務粗利益経費率（（経費－機械化関連費用）／業務粗利益）

なお、上記主要計数目標には、現段階において新型コロナウイルス感染症拡大による影響を合理的に算定することが困難であることから、その影響を反映しておりません。

(3) 経営環境

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日）の日本経済は、設備投資は緩やかな増加傾向にあり、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は持ち直すなど、全体としても緩やかな回復傾向にあったものの、足下では新型コロナウイルス感染症の拡大により、個人消費は弱い動きとなっているほか、生産や輸出、企業収益は大幅に下押しされる状況となりました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、公共投資は増加しており、雇用・所得環境の改善も継続し、全体では緩やかに回復していましたが、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の影響から、弱めの動きとなりました。また、一方では少子高齢化の進展による人口の減少や地域間格差の拡大など様々な課題を抱えています。

(4) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

地域経済は、少子高齢化や人口減少など基礎的な課題を内包していることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けております。

こうした状況において、金融仲介機能を最大限に発揮し、経済活動の回復に寄与することが地域金融機関の喫緊の使命であると認識しております。当行は、その使命を果たすべくお客さまの事業の継続と発展に向けて、事業や課題に関する情報を迅速に分析し、将来に向けた戦略を共有してより精度の高いソリューションを提供していきたいと考えております。さらに、地域の皆さまとの絆を深く地域経済の浮揚に貢献できるよう、サービスの質を高めるとともに新しい商品の提供活動をより活性化させ、当行の企業価値をより高めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当行グループが判断したものであります。

当行及びグループ各社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

(1) 地元の経済状況について

当行は、本店を高知県におき、四国島内の他3県のほか、東京都、大阪府、岡山県で営業展開しておりますが、営業の主要な基盤は高知県であります。地元の高知県は、相対的に公共投資への依存度が他県に比べ高く、経済規模も小さいことから、日本経済はもとより、地元経済の悪化が当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 信用リスクについて

当行は、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、与信ポートフォリオ管理を行い信用リスクの分散にも留意しており、リスク管理部門はモニタリング結果を定期的にリスク管理委員会に報告しております。

不良債権について

貸出先の経営状況の変化や景気動向、とりわけ経営基盤としている高知県の景気動向によっては、当行の不良債権が増加する可能性があります。なお、当行は不良債権への対応を経営の主要課題と位置付け、その処理を進めておりますが、その過程で想定以上の処理費用が発生する可能性があります。

貸倒引当金について

当行は、貸出先の状況、担保・保証の価値及び過去の貸倒実績率等に基づいて、貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積り等と乖離し、貸倒引当金を超える可能性があるとともに、経済環境の悪化、担保価値の下落又はその他予期せぬ事由により設定した見積り等を変更せざるを得なくなり、貸倒引当金の積み増しが発生する可能性があります。

業種別貸出状況について

個人向けのほか、不動産・物品貸業等への貸出金は増加しましたが、地方経済においては景気の回復感は乏しく、厳しさは継続しております。当行は、貸出先の業種分散・小口分散を図るとともに、困難な経営状況にある中小企業等に対し事業再生に向けた取組みを強化しておりますが、経営改善・再建が奏功しない場合には、企業の倒産が新たに発生する可能性があります。

(3) 市場リスクについて

当行は、下記の金利リスクや価格変動リスク等についてバリューアットリスク（VaR）などによりリスク量を計量化し、リスク管理委員会で市場リスク量が自己資本の一定範囲に収まっていることを確認するとともに、市場リスクの適切なコントロールに努めております。

金利リスクについて

資金運用手段である貸出金の貸出金利、債券投資等の利回り、資金調達手段である預金の金利は市場金利の動向の影響を受けております。これらの資金運用と資金調達との金額又は期間等のミスマッチが生じている状況において、予期せぬ金利変動が生じた場合、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

有価証券の価格変動リスクについて

当行は、資金の運用効率を高めるため、有価証券運用を重視しております。有価証券運用に当たっては年度毎に取締役会で方針を決定し、また運用ポジションの限度額やロスカットルールを半期毎に定め、厳格なリスク管理を行っております。これらの保有有価証券は、金利上昇等の市場の変動や発行体の信用状況の変化によって、価格が低下する可能性があります。また、大幅な価格下落が継続する場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、当行の経営成績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 流動性リスクについて

当行は、資金の大半を預金により調達しておりますが、予期せぬ預金の流出等によって、資金繰りに支障を来し、あるいは通常よりも割高な金利での調達を余儀なくされることにより、損失を被る可能性があります。

流動性リスクの主管部である市場金融部においては資金繰り管理部門（キャッシュ・フロー管理）と流動性リスク管理部門（ALM管理）を分離することにより相互牽制機能を確保する体制としております。

(5) オペレーショナルリスクについて

当行は、リスク顕現化の未然防止と発生時の影響を極小化することをオペレーショナルリスク管理の基本方針としております。オペレーショナルリスク統括管理部署の経営統括部、事務リスク・システムリスクの主管部の事務システム部、法務リスクの主管部のコンプライアンス統括部が、リスクの状況についてモニタリングを行うとともに、業務運営部署を指導・監督しております。

事務リスクについて

当行は、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、証券・保険などの業務も行っており、こうした業務毎に規程・事務取扱要領・マニュアル等を定め、事務の厳正化に努めておりますが、故意又は過失等による事務事故が発生し、損失を被る可能性があります。

システムリスクについて

当行は、コンピュータシステムの安全稼働に万全を期すとともに、外部からの不正アクセスや情報漏洩の防止等セキュリティ対策を講じておりますが、当行及び外部のコンピュータシステムに障害が発生した場合は、業務に制限が加わる可能性や当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

法務リスクについて

当行は、主に予防法務に重点を置き、弁護士等の専門家や部署間との連携を行いながら、リスクの極小化に努めておりますが、法令違反や不完全な契約締結といった法律上の問題を原因として、損失あるいはトラブル等が発生する可能性があります。

風評リスクについて

当行は、「風評リスク発生時の緊急時対応計画（コンティンジェンシープラン）」を制定し、風評リスク発生時に適切に対応策を講じるよう体制の整備を行っておりますが、銀行業界及び当行に対するネガティブな報道や悪質な風評が流布された場合には、その内容の正確性にかかわらず当行の業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自己資本比率について

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、単体及び連結自己資本比率を銀行法で定められている国内基準の4%以上に維持する必要があります。当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

十分な自己資本を確保するため、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスク量と自己資本の相対比較、与信集中リスクや金利リスクが自己資本に与える影響度の分析、検討等を行っております。

(7) 繰延税金資産について

当行は、税効果会計を適用し、繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得見積額の変更等により、当行が繰延税金資産の一部または全部の回収が困難であると判断した場合、当行は繰延税金資産を取り崩すことになり、その結果、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 退職給付関係について

退職給付債務を計算する前提となる割引率等の基礎率の変更、退職給付水準の改定、ならびに年金資産の運用実績等の要因により、退職給付費用が増加する可能性があります。

(9) 固定資産の減損会計について

2006年3月期から固定資産の減損に係る会計基準が適用されており、当行におきましても減損会計を適用しております。今後の事業年度においても、収益性の低下や地価の下落、使用範囲又は方法の変更等により、当行が所有する固定資産に減損損失が発生する可能性があり、それにより当行の経営成績は影響を受ける可能性があります。

(10) お客さま情報の管理について

当行は、業務の運営に際して、多数の個人情報をはじめとするお客さまの情報を取得し、利用しております。当行は、個人情報保護法に定められる個人情報取扱事業者として、当該法令に基づき個人情報の利用目的の公表又は通知、個人データの安全管理、本人からの保有個人データの開示請求、個人情報の苦情処理等の対応を行うなど、お客さま情報の管理体制を構築しておりますが、将来において、お客さま情報の漏洩等、法令に反した場合は、主務大臣からの勧告及び命令、罰則規定の適用を受けるほか、当行への損害賠償請求や信用の低下等により、経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 当行のビジネス戦略が奏功しないリスクについて

当行は、収益拡大を図るため、中小企業向け貸出及び個人向け貸出の増大や投資信託等の販売強化など、多様なビジネス戦略を実施しておりますが、様々な要因により想定した結果を得られない可能性があります。

(12) 主要な事業の前提事項に関するリスクについて

当行は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業については、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条及び同第27条にて、業務の停止等及び免許の取消等となる要件が定められており、これに該当した場合、業務の停止等及び免許の取消等が命じられます。

なお、現時点において、当行はこれらの事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、何らかの事由により免許の取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障を来すとともに、経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また当行は、前記の銀行法をはじめとする各種規制及び法制度に基づいて業務を行っております。将来において、法令諸規則、会計制度及び税制等が変更された場合には、当行の業務運営や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 災害により損失を被るリスクについて

当行は、金融は経済活動を支える重要な社会インフラであると認識しており、災害等発生時における現金供給や資金決済などの金融機能を維持するため、業務継続計画（BCP）の策定、役職員の安否確認システムの導入、店舗等の耐震化、定期的な防災訓練の実施などの対策を講じております。

当行の主要な営業基盤である高知県を中心とした南海地震が発生した場合や台風などの自然災害の被害を受けた場合には、店舗の損壊等、被災による損害のほか、取引先の被災による信用リスクの上昇を通じて、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 新型コロナウイルス等の感染拡大により損失を被るリスクについて

当行は、新型コロナウイルス等の感染拡大時において金融機能を維持するための対策を業務継続計画（BCP）に定めており、今般の新型コロナウイルス感染症への対策においてもBCPに則り対策本部を設置のうえ、時差勤務の実施、スプリット態勢の導入等により、感染防止対策と店舗業務の維持に努めました。しかしながら、感染被害は完全に排除できるものではないことから、人的被害を最小限にとどめるために止むを得ず業務の縮小を行った場合には、当行の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、概ね1年間程度の期間があれば収束するものと予想しておりますが、現段階において、経営成績等に与える影響額を合理的に見積ることは困難であります。今後、業績予想の算定が可能となった段階で速やかに開示いたします。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当行グループ（当行及び連結子会社）の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、設備投資は緩やかな増加傾向にあり、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は持ち直すなど、全体としても緩やかな回復傾向にあったものの、足下では新型コロナウイルス感染症の拡大により、個人消費は弱い動きとなっているほか、生産や輸出、企業収益は大幅に下押しされる状況となりました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、公共投資は増加しており、雇用・所得環境の改善も継続し、全体では緩やかに回復していましたが、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の影響から、弱めの動きとなりました。

このような情勢のもと、当連結会計年度における経営成績は、次のとおりとなりました。

譲渡性預金を含めた預金等は、公金預金、一般法人預金等が増加したことから、前連結会計年度末比243億円増加（2.56%増加）して、当連結会計年度末残高は9,739億円となりました。一方、貸出金も、建設業、運輸業・郵便業、不動産業・物品賃貸業、各種サービス業、製造業等が増加したことから、前連結会計年度末比162億円増加（2.34%増加）して、当連結会計年度末残高は7,120億円となりました。また、有価証券は、社債等は増加しましたが、国債、地方債等が減少したことから、前連結会計年度末比45億円減少（1.49%減少）して、当連結会計年度末残高は2,998億円となりました。

この結果、連結ベースにおける総資産は、前連結会計年度末比272億円増加（2.48%増加）して、当連結会計年度末残高は1兆1,233億円、負債は前連結会計年度末比310億円増加（3.03%増加）して、当連結会計年度末残高は1兆535億円、純資産は前連結会計年度末比38億円減少（5.21%減少）して、当連結会計年度末残高は698億円となりました。

損益面では、連結経常収益は、貸出金利息の減少等により、前連結会計年度比2億円減少して229億85百万円となりました。一方、連結経常費用は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、年度末にかけて市場環境が急変したことなどから、有価証券の減損処理を6億98百万円計上しましたが、与信関連費用の減少等により、前連結会計年度比9億16百万円減少して203億65百万円となりました。この結果、連結経常利益は、前連結会計年度比7億15百万円増加して26億19百万円となりました。

特別損益、法人税等及び非支配株主に帰属する当期純利益を加減後の親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比3億89百万円増加して13億54百万円となりました。

なお、セグメント情報における業績については、銀行業務での経常収益は前連結会計年度比1億57百万円増加して174億72百万円、経常費用は前連結会計年度比4億26百万円減少して151億41百万円、セグメント利益は前連結会計年度比5億84百万円増加して23億31百万円、セグメント資産は前連結会計年度比273億84百万円増加して1兆1,123億32百万円、セグメント負債は前連結会計年度比313億85百万円増加して1兆472億56百万円となりました。

リース業務での経常収益は前連結会計年度比3億90百万円減少して52億22百万円、経常費用は前連結会計年度比4億70百万円減少して49億79百万円、セグメント利益は前連結会計年度比79百万円増加して2億42百万円、セグメント資産は前連結会計年度比1億28百万円増加して122億76百万円、セグメント負債は前連結会計年度比39百万円減少して83億円となりました。

クレジットカード業務での経常収益は前連結会計年度比30百万円増加して4億2百万円、経常費用は前連結会計年度比20百万円減少して3億58百万円、セグメント利益は前連結会計年度比50百万円増加して44百万円、セグメント資産は前連結会計年度比48百万円減少して27億80百万円、セグメント負債は前連結会計年度比43百万円減少して16億98百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比147億14百万円増加して、期末残高は805億21百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

譲渡性預金を含めた預金等の増加等により181億94百万円となりました。（前連結会計年度比 385億9百万円増加）

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の取得等により 30億32百万円となりました。（前連結会計年度比 133億23百万円減少）

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

配当金の支払等により 4億47百万円となりました。（前連結会計年度比 5百万円減少）

国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度における資金運用収支は、前連結会計年度比54百万円増加して135億68百万円となりました。これは国内業務部門で同10百万円増加して126億35百万円、国際業務部門で同43百万円増加して9億33百万円となったことによるものであります。

役務取引等収支は、前連結会計年度比2億66百万円増加して5億12百万円となりました。これは国内業務部門で同2億67百万円増加して5億2百万円となったこと等によるものであります。

その他業務収支は、前連結会計年度比4億35百万円減少して1億98百万円となりました。これは国内業務部門で同4億63百万円減少して5億12百万円、国際業務部門で同28百万円増加して3億14百万円となったことによるものであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	12,624	890	13,514
	当連結会計年度	12,635	933	13,568
うち資金運用収益	前連結会計年度	13,104	959	41 14,021
	当連結会計年度	13,044	1,020	41 14,024
うち資金調達費用	前連結会計年度	480	68	41 507
	当連結会計年度	409	86	41 455
役務取引等収支	前連結会計年度	234	10	245
	当連結会計年度	502	9	512
うち役務取引等収益	前連結会計年度	2,047	17	2,064
	当連結会計年度	2,250	15	2,266
うち役務取引等費用	前連結会計年度	1,812	7	1,819
	当連結会計年度	1,747	6	1,753
その他業務収支	前連結会計年度	975	342	633
	当連結会計年度	512	314	198
うちその他業務収益	前連結会計年度	6,047	63	6,110
	当連結会計年度	5,729	9	5,738
うちその他業務費用	前連結会計年度	5,072	405	5,477
	当連結会計年度	5,216	323	5,540

- (注) 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

当連結会計年度における資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比55億82百万円増加して1兆346億87百万円となりました。内訳は、国内業務部門で同40億28百万円増加して1兆298億19百万円、国際業務部門で同80億93百万円増加して636億95百万円であります。

資金運用利回りは前連結会計年度比0.01ポイント低下して1.35%となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比32億35百万円増加して1兆81億87百万円となりました。内訳は、国内業務部門で同17億6百万円増加して1兆38億94百万円、国際業務部門で同80億67百万円増加して631億19百万円であります。

資金調達利回りは、前連結会計年度比0.01ポイント低下して0.04%となりました。

この結果、国内・国際業務部門合計で、受取利息は前連結会計年度比2百万円増加して140億24百万円、支払利息は同51百万円減少して4億55百万円となりました。

イ. 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(52,287) 1,025,790	(41) 13,104	1.27
	当連結会計年度	(58,826) 1,029,819	(41) 13,044	1.26
うち貸出金	前連結会計年度	671,899	10,303	1.53
	当連結会計年度	684,982	9,991	1.45
うち商品有価証券	前連結会計年度	3	0	0.14
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	254,611	2,715	1.06
	当連結会計年度	244,342	2,968	1.21
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	527	0	0.10
	当連結会計年度	229	0	0.33
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	46,155	40	0.08
	当連結会計年度	41,437	40	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	1,002,188	480	0.04
	当連結会計年度	1,003,894	409	0.04
うち預金	前連結会計年度	909,685	440	0.04
	当連結会計年度	909,438	370	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	26,824	7	0.02
	当連結会計年度	39,380	12	0.03

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
うちコールマネー及び売 渡手形	前連結会計年度	13	0	0.00
	当連結会計年度	30	0	0.00
うち売現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担 保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコマーシャル・ペー パー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	66,694	32	0.04
	当連結会計年度	56,073	27	0.04

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国内業務部門から除いております。

2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当行以外の子会社については、主として月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

4. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度12,615百万円、当連結会計年度9,304百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度1,069百万円、当連結会計年度1,069百万円)及び利息(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

5. 連結会社間の取引に係る債権・債務及び収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

ロ. 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	55,601	959	1.72
	当連結会計年度	63,695	1,020	1.60
うち貸出金	前連結会計年度	3,523	41	1.18
	当連結会計年度	5,781	87	1.51
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	50,973	904	1.77
	当連結会計年度	56,655	920	1.62
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
資金調達勘定	前連結会計年度	(52,287) 55,051	(41) 68	0.12
	当連結会計年度	(58,826) 63,119	(41) 86	0.13
うち預金	前連結会計年度	2,518	20	0.80
	当連結会計年度	3,407	24	0.70
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	179	4	2.75
	当連結会計年度	880	21	2.46
うち売現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	60	1	2.80
	当連結会計年度	-	-	-
うちコマースナル・ペーパー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

- (注) 1. 「国際業務部門」とは、当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
2. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式（前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方法）により算出しております。
3. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。
4. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度4百万円、当連結会計年度6百万円）を、控除して表示しております。
5. 連結会社間の取引に係る債権・債務及び収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

八. 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	1,029,104	14,021	1.36
	当連結会計年度	1,034,687	14,024	1.35
うち貸出金	前連結会計年度	675,422	10,345	1.53
	当連結会計年度	690,764	10,079	1.45
うち商品有価証券	前連結会計年度	3	0	0.14
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	305,584	3,620	1.18
	当連結会計年度	300,997	3,889	1.29
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	527	0	0.10
	当連結会計年度	229	0	0.33
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	46,155	40	0.08
	当連結会計年度	41,437	40	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	1,004,952	507	0.05
	当連結会計年度	1,008,187	455	0.04
うち預金	前連結会計年度	912,203	460	0.05
	当連結会計年度	912,846	394	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	26,824	7	0.02
	当連結会計年度	39,380	12	0.03
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	193	4	2.55
	当連結会計年度	910	21	2.38
うち売現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	60	1	2.80
	当連結会計年度	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	66,694	32	0.04
	当連結会計年度	56,073	27	0.04

- (注) 1. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しております。
2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度12,620百万円、当連結会計年度9,310百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度1,069百万円、当連結会計年度1,069百万円)及び利息(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)をそれぞれ控除して表示しております。
3. 連結会社間の取引に係る債権・債務及び収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度における役務取引等収益は、前連結会計年度比2億1百万円増加して22億66百万円となりました。これは、国内業務部門で同2億3百万円増加して22億50百万円、国際業務部門で同1百万円減少して15百万円となったことによるものです。

一方、役務取引等費用は、前連結会計年度比65百万円減少して17億53百万円となりました。これは国内業務部門で同64百万円減少して17億47百万円となったこと等によるものです。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	2,047	17	2,064
	当連結会計年度	2,250	15	2,266
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	450	-	450
	当連結会計年度	525	-	525
うち為替業務	前連結会計年度	595	16	612
	当連結会計年度	634	15	649
うち証券関連業務	前連結会計年度	388	-	388
	当連結会計年度	429	-	429
うち代理業務	前連結会計年度	23	-	23
	当連結会計年度	25	-	25
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	6	-	6
	当連結会計年度	6	-	6
うち保証業務	前連結会計年度	25	0	25
	当連結会計年度	60	0	61
役務取引等費用	前連結会計年度	1,812	7	1,819
	当連結会計年度	1,747	6	1,753
うち為替業務	前連結会計年度	101	7	108
	当連結会計年度	100	6	106

- (注) 1. 国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	898,083	2,818	900,902
	当連結会計年度	915,650	3,587	919,238
うち流動性預金	前連結会計年度	413,366	-	413,366
	当連結会計年度	430,679	-	430,679
うち定期性預金	前連結会計年度	483,173	-	483,173
	当連結会計年度	483,161	-	483,161
うちその他	前連結会計年度	1,543	2,818	4,362
	当連結会計年度	1,809	3,587	5,397
譲渡性預金	前連結会計年度	48,670	-	48,670
	当連結会計年度	54,700	-	54,700
総合計	前連結会計年度	946,753	2,818	949,572
	当連結会計年度	970,350	3,587	973,938

（注）1．国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2．流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3．定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

4．連結会社間の取引に係る債権・債務につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

貸出金残高の状況
イ. 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	695,794	100.00	712,085	100.00
製造業	58,386	8.39	60,846	8.55
農業、林業	3,634	0.52	3,547	0.50
漁業	4,981	0.72	5,291	0.74
鉱業、採石業、砂利採取業	234	0.03	279	0.04
建設業	32,557	4.68	35,834	5.03
電気・ガス・熱供給・水道業	34,768	5.00	35,129	4.93
情報通信業	8,234	1.18	9,644	1.36
運輸業、郵便業	14,568	2.09	17,397	2.44
卸売業、小売業	88,214	12.68	87,229	12.25
金融業、保険業	42,646	6.13	41,017	5.76
不動産業、物品賃貸業	103,726	14.91	106,409	14.94
各種サービス業	104,892	15.08	107,404	15.08
地方公共団体	83,714	12.03	85,690	12.04
その他	115,233	16.56	116,362	16.34
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	695,794		712,085	

（注）「国内」とは当行及び国内子会社であります。

ロ. 外国政府等向け債権残高（国別）
該当ありません。

国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	52,294	-	52,294
	当連結会計年度	34,324	-	34,324
地方債	前連結会計年度	10,692	-	10,692
	当連結会計年度	7,333	-	7,333
社債	前連結会計年度	120,888	-	120,888
	当連結会計年度	137,469	-	137,469
株式	前連結会計年度	17,689	-	17,689
	当連結会計年度	15,638	-	15,638
その他の証券	前連結会計年度	46,168	56,682	102,851
	当連結会計年度	50,284	54,817	105,102
合計	前連結会計年度	247,733	56,682	304,416
	当連結会計年度	245,050	54,817	299,868

（注）1．国内業務部門は、当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2．「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2020年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	9.56
2. 連結における自己資本の額	656
3. リスク・アセットの額	6,864
4. 連結総所要自己資本額	274

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2020年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	9.25
2. 単体における自己資本の額	624
3. リスク・アセットの額	6,743
4. 単体総所要自己資本額	269

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年3月31日	2020年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	51	50
危険債権	227	220
要管理債権	15	13
正常債権	6,833	7,043

(生産、受注及び販売等の状況)

(参考)

当行グループは銀行業が主体であり、業務の特殊性から該当する情報はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当行グループが判断したものであり、将来に関する事項は不確実性を内在、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますのでご留意ください。

財政状態

イ．資産の部

貸出金

貸出金は、金融・保険業、卸売業・小売業等の減少もありましたが、建設業、運輸業・郵便業、不動産業・物品賃貸業、各種サービス業、製造業等で増加したことから、前連結会計年度末比162億円増加（2.34%増加）して、期末残高は7,120億円となりました。

・不良債権の状況

地域企業に対する再建支援を行うとともに、経営破綻した先については、債権売却等による不良債権のオフバランス化を進めており、リスク管理債権は、前連結会計年度末に比べ10億54百万円減少して281億円となりました。また、貸出金残高に対するリスク管理債権の比率は、同0.24ポイント低下して3.95%となりました。

（リスク管理債権の状況）

	前連結会計年度末(A)	当連結会計年度末(B)	増減(B) - (A)
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
破綻先債権	451	625	174
延滞債権	27,306	26,240	1,066
3カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	1,450	1,287	163
合計(C)	29,207	28,153	1,054
貸出金残高(D)	695,794	712,085	16,291
(C) / (D) × 100(%)	4.19	3.95	0.24

有価証券

有価証券は、流動性の確保や収益向上を目的に効率的な運用に努めた結果、前連結会計年度末に比べ、45億円減少（1.49%減少）して、期末残高は2,998億円となりました。

ロ．負債の部

預金

預金は、一般法人預金、公金預金等が増加したことで、前連結会計年度末に比べ183億円増加（2.03%増加）して、期末残高は9,192億円となりました。

ハ．純資産の部

純資産の部の合計は、利益剰余金等が増加しましたが、その他有価証券評価差額金等が減少したことから、前連結会計年度末に比べ38億円減少（5.21%減少）して、698億円となりました。

内訳では、資本金は195億円、資本剰余金は166億円、利益剰余金は261億円、その他有価証券評価差額金は11億円となっております。

・連結自己資本比率（国内基準）

自己資本額は、前連結会計年度末に比べ7億円増加して656億円となりました。

また、リスクアセットは同337億円増加して6,864億円となりました。

この結果、連結自己資本比率（国内基準）は、前連結会計年度末に比べ0.38ポイント低下して9.56%となりました。

経営成績

当連結会計年度の連結経常収益は、貸出金利息の減少を主因に前連結会計年度に比べ2億円減少して229億85百万円となりました。一方、連結経常費用は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、年度末にかけて市場環境が急変したことなどから、有価証券の減損処理額を6億98百万円計上しましたが、与信関連費用の減少を主因に、同9億16百万円減少して203億65百万円となりました。この結果、連結経常利益は、同7億15百万円増加して26億19百万円となりました。これに特別損益、法人税等及び非支配株主に帰属する当期純利益を加減後の親会社株主に帰属する当期純利益は同3億89百万円増加して13億54百万円となりました。

資金運用収支は、前連結会計年度に比べ貸出金利息が減少しましたが、有価証券利息配当金が増加し、預金利息が減少したこと等により、54百万円増加して135億68百万円となりました。

役員取引等収支は、預金・貸出業務関連手数料等の役員取引等収益が増加し、団信料等の役員取引等費用が減少したことにより、同2億66百万円増加して5億12百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券損益の減少等により、同4億35百万円減少して1億98百万円となりました。

営業経費は、物件費、人件費等の減少により、同2億71百万円減少して117億60百万円となりました。

その他経常収支は、貸倒引当金繰入額の減少を主因にその他経常費用が同5億90百万円減少したことにより、同5億58百万円増加して1億円となりました。

セグメントごとの財政状態及び経営成績

セグメント情報における業績については、銀行業務での経常収益は役員取引等収益の増加等により、前連結会計年度比1億57百万円増加して174億72百万円、経常費用は与信関連費用の減少等により、前連結会計年度比4億26百万円減少して151億41百万円となりました。この結果、セグメント利益は前連結会計年度比5億84百万円増加して23億31百万円となりました。セグメント資産は貸出金の増加等により、前連結会計年度比273億84百万円増加して1兆1,123億32百万円、セグメント負債は譲渡性預金を含めた預金等の増加等により、前連結会計年度比313億85百万円増加して1兆472億56百万円となりました。

リース業務での経常収益はリース料収入の減少等により、前連結会計年度比3億90百万円減少して52億22百万円、経常費用はリース費用の減少等により、前連結会計年度比4億70百万円減少して49億79百万円となりました。この結果、セグメント利益は前連結会計年度比79百万円増加して2億42百万円となりました。セグメント資産は割賦債権やリース投資資産の増加等により、前連結会計年度比1億28百万円増加して122億76百万円、セグメント負債は借入金等の減少等により、前連結会計年度比39百万円減少して83億円となりました。

クレジットカード業務での経常収益は株式等売却益の増加等により、前連結会計年度比30百万円増加して4億2百万円、経常費用は与信関連費用の減少等により、前連結会計年度比20百万円減少して3億58百万円となりました。この結果、セグメント利益は前連結会計年度比50百万円増加して44百万円となりました。セグメント資産は有価証券の減少等により、前連結会計年度比48百万円減少して27億80百万円、セグメント負債は繰延税金負債の減少等により、前連結会計年度比43百万円減少して16億98百万円となりました。

経営目標の達成状況（単体）

中期経営計画（2018年4月～2021年3月）の主要計数目標及び達成状況は次のとおりであります。

	2019年3月期 (計画)	2019年3月期 (実績)	2020年3月期 (計画)	2020年3月期 (実績)	2020年3月期 (計画比)	2021年3月期 (計画)
コア業務純益 1	1,957百万円	1,521百万円	1,940百万円	2,235百万円	294百万円	2,423百万円
業務粗利益経費率 2	71.19%	73.16%	71.37%	72.53%	1.16%	70.03%
当期純利益	15億円	9億円	15億円	12億円	243百万円	16億円
自己資本比率	9.4%程度	9.60%	9.3%程度	9.25%	0.05%	9.3%程度

1 コア業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額 - 国債等債券関係損益

2 業務粗利益経費率 = (経費 - 機械化関連費用) ÷ 業務粗利益

イ．コア業務純益

地域に密着した営業活動を展開し、成長分野に向けた融資の推進など、中小規模事業者等を中心とした事業資金の需要等に積極的にお応えした結果、貸出金平残は計画を125億83百万円上回りました。一方、市場金利の低下に加えて金融機関同士の競争激化により、貸出金利回りが計画を0.108ポイント下回ったことから、貸出金利息収入は計画を5億55百万円下回りました。

有価証券平残は計画を92億68百万円下回りましたが、有価証券利回りが計画を0.042ポイント上回ったことから、有価証券利息は計画を11百万円上回りました。

預金平残（譲渡性預金含む）は計画を223億15百万円上回ったものの、預金利回りが計画を0.013ポイント下回ったことから、預金利息は計画を1億11百万円下回りました。

これらの結果、資金利益は計画を4億45百万円下回りました。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針のもと、投資信託・生命保険など金融商品の積極的な販売に取り組みましたが、役務取引等利益は計画を64百万円下回りました。また、経費は、人員の新陳代謝等により人件費が計画を3億71百万円、設備投資の時期の変更などから、物件費が計画を2億93百万円、税金が計画を1億40百万円、それぞれ下回ったことから、計画を8億5百万円下回りました。これらの結果、コア業務純益は計画を2億94百万円上回りました。

ロ．業務粗利益経費率

資金利益が計画を4億45百万円、役務取引等利益が計画を64百万円、その他業務利益が計画を5億55百万円、それぞれ下回ったことから、業務粗利益は計画を10億65百万円下回りました。また、人件費が計画を3億71百万円、機械化関連費用を除く物件費が計画を89百万円、税金が計画を1億40百万円、いずれも下回り、機械化関連費用を除く経費は計画を6億1百万円下回りました。

これらの結果、業務粗利益経費率は72.53%となり、計画を1.16ポイント上回りました。

ハ．当期純利益

コア業務純益の要因に加え、債券勘定収支・株式勘定収支が計画を4億6百万円下回りましたが、与信関連費用は計画を1億23百万円下回りました。これらの結果、経常利益は計画を1億44百万円上回りましたが、固定資産減損損失等による特別損失や法人税等が計画を上回ったことから、当期純利益は計画を2億43百万円下回りました。

二．自己資本比率

リスク・アセットの額が計画を上回ったこと等から、自己資本比率は計画を0.05ポイント程度下回りました。

資本の財源及び資金の流動性

当行グループの中核事業は銀行業であることから、資金調達手段は主に預金であり、資金運用手段は主に貸出金、有価証券であります。当連結会計年度の現金及び現金同等物の期首残高は658億6百万円でありました。営業活動によるキャッシュ・フローは譲渡性預金を含めた預金等の増加等により181億94百万円、投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得等により30億32百万円、財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払等により4億47百万円となったことから、期中現金及び現金同等物は147億14百万円増加して、期末残高は805億21百万円となっております。

なお、重要な資本的支出については、「第3 設備の状況」の「3 設備の新設、除却等の計画」に記載のとおり、店舗等の移転等を計画しておりますが、自己資金で対応する予定です。また、株主還元についても、自己資金で対応する予定です。

重要な会計上の見積及び当該見積りに用いた仮定

当行グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なもので、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響などは、以下のとおりであります。

・貸倒引当金の計上

当行グループは、貸出先の状況、担保・保証の価値及び過去の貸倒実績率等に基づいて、貸倒引当金を計上しております。詳細な計上基準につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準に記載しております。ただし、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における見積り等と乖離した場合や、経済環境の変化、担保価値の変動、その他予期せぬ事由等により、設定した見積り等を変更せざるを得なくなった場合には、それにより当行の経営成績は影響を受ける可能性があります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、概ね1年間程度の期間があれば収束するものと予想します。

主に貸出金等の信用リスクについては、一定の影響があると認識しておりますが、政府や自治体の経済対策が打ち出されており、また、当行の主要営業基盤である高知県の感染状況等を勘案すれば、影響は限定的で、与信費用の増加は多額とはならないとの仮定において貸倒引当金を算定しております。

なお、当該仮定は不確実であり、その経済への影響が変化した場合には、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業においては、お客さまの利便性向上を更に図るため等、当連結会計年度に店舗外ATM「サニーマートとさのさと御座」「高知市役所」を新設いたしました。その他に個別に記載する重要な設備の新設はありません。

また、当連結会計年度において、経営効率化のため、銀行業の次の主要な施設を売却しており、その内容は次のとおりであります。

	店舗名その他	所在地	設備の内容	売却除却時期・区分	前期末帳簿価額 (百万円)
当行	旧清水社宅	高知県土佐清水市	社宅	2019年8月・売却	15

上記のほか、事務機器の新設・更新等を行った結果、当連結会計年度の当行の設備投資総額は436百万円となりました。

リース業及びクレジットカード業については、重要な設備投資はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
	本店	高知県高知市	銀行業	店舗	3,797.24	2,798	700	482	32	4,014	183
	東支店ほか29店	" "	"	店舗	(4,610.84) 17,280.33	1,978	1,126	161	-	3,266	256
	室戸支店ほか1店	" 室戸市	"	店舗	(152.00) 1,550.89	43	31	8	-	83	10
	中芸支店	" 奈半利町	"	店舗	(6.98) 741.12	44	61	4	-	109	9
	安芸支店	" 安芸市	"	店舗	(17.99) 639.26	76	10	5	-	93	10
	野市支店ほか1店	" 香南市	"	店舗	(13.54) 1,369.99	86	19	10	-	116	15
	山田支店	" 香美市	"	店舗	(7.75) 1,126.42	55	6	3	-	65	8
	後免支店ほか2店	" 南国市	"	店舗	(952.26) 2,757.40	204	137	9	-	351	23
	豊永支店	" 大豊町	"	店舗	(19.01) 285.77	2	0	2	-	5	5
	嶺北支店	" 土佐町	"	店舗	(10.75) 1,189.25	40	75	8	-	123	10
	伊野支店	" いの町	"	店舗	(16.52) 880.37	138	57	2	-	198	10
	高岡支店ほか1店	" 土佐市	"	店舗	(56.22) 1,335.59	125	20	12	-	159	13
	佐川支店	" 佐川町	"	店舗	(20.17) 956.29	59	77	2	-	138	7
	越知支店	" 越知町	"	店舗	(12.21) 589.69	46	46	3	-	95	6
	池川支店	" 仁淀川町	"	店舗	380.23	7	22	1	-	31	5
	須崎支店ほか1店	" 須崎市	"	店舗	1,292.32	64	23	7	-	96	14
	梶原支店	" 梶原町	"	店舗	(22.42) 22.42	-	26	3	-	29	6
	窪川支店ほか1店	" 四万十町	"	店舗	297.51	14	10	6	-	31	13
	佐賀支店	" 黒潮町	"	店舗	(9.72) 712.72	32	48	4	-	85	5
	中村支店	" 四万十市	"	店舗	(17.20) 1,076.19	175	71	5	-	252	11
	清水支店	" 土佐清水市	"	店舗	(14.82) 1,999.39	72	158	20	-	251	8
	宿毛支店	" 宿毛市	"	店舗	-	-	2	5	-	8	9
	徳島支店	徳島県徳島市	"	店舗	410.20	82	38	1	-	122	11
	阿南支店	" 阿南市	"	店舗	(992.00) 992.00	-	55	4	-	59	6
	池田支店	" 三好市	"	店舗	(6.23) 279.58	16	4	4	-	25	6
	城辺支店	愛媛県愛南町	"	店舗	713.79	14	16	2	-	33	7
	宇和島支店	" 宇和島市	"	店舗	611.80	57	13	2	-	74	7
	八幡浜支店	" 八幡浜市	"	店舗	352.19	22	3	3	-	29	6

当行

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地	建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)	
						面積(㎡)						帳簿価額(百万円)
当行		松山支店	愛媛県松山市	銀行業	店舗	784.41	364	81	6	-	452	12
		今治支店	" 今治市	"	店舗	1,028.81	123	181	6	-	312	10
		新居浜支店	" 新居浜市	"	店舗	826.50	97	22	6	-	126	9
		高松支店	香川県高松市	"	店舗	942.97	105	50	2	-	158	10
		岡山支店	岡山県岡山市	"	店舗	-	-	6	3	-	10	8
		大阪支店	大阪府大阪市	"	店舗	-	-	4	4	-	9	11
		東京支店	東京都千代田区	"	店舗	-	-	4	2	-	6	10
		計				(6,958.63) 47,222.64	6,951	3,223	822	32	11,028	749
		事務センター	高知県高知市	銀行業	事務センター	1,211.76	1,021	323	-	-	1,344	48
		社宅・寮	高知県高知市ほか	"	社宅・寮	(797.15) 23,646.60	1,857	836	-	-	2,693	-
		その他の施設	高知県高知市ほか	"	その他	13,561.92	443	9	-	-	452	-
		合計				(7,755.78) 85,642.92	10,273	4,392	822	32	15,520	797
連結 子会社	株式会社 高銀ビジ ネス	本社	高知県高知市	銀行業	附属 建物	(-) -	-	0	0	6	7	22
連結 子会社	オー シャン リース 株式会 社	本社	高知県高知市	リース 業	宅地 建物 他	99.00	10	1	54	-	65	9

- (注) 1. 当行の主要な設備は、店舗、事務センター、社宅・寮であるため、銀行業に一括計上しております。
2. 当行の土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め224百万円
であります。
3. 当行の動産は、事務機械342百万円、その他479百万円であります。
4. 当行の店舗外現金自動設備119か所は上記に含めて記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当行及び連結子会社の設備投資につきましては、店舗の改築や老朽設備の更改等に努めております。当連結会計年度末において計画中的である重要な設備の新設、除却、売却等は次のとおりであります。

(1) 新設、移転

南支店の移転等を予定しておりますが、現時点では投資予定金額等の具体的内容が未定のため、個別には記載していません。

(2) 除却、解体

該当ありません。

(3) 売却

本山出張所、伊野社宅、本山社宅、八幡浜社宅等の売却を予定しています。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,900,000
第1種優先株式	40,900,000
計	40,900,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,244,800	10,244,800	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
第1種優先株式 (注)1	7,500,000	7,500,000	非上場	(注)2,3,4,5
計	17,744,800	17,744,800		

- (注)1. 第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第1種優先株式の特質につきましては、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数に変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限等は、(注)5.に記載のとおりであります。なお、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。
3. 単元株式数は100株であり、議決権はありません。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
4. 第1種優先株式については、当行は、規定の条件に基づき取得することができます。

5. 第1種優先株式の内容は下記のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

当銀行は、定款第34条第1項に定める期末の剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下、「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下、「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当率（以下、「第1種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「第1種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 第1種優先配当率

各事業年度に係る第1種優先配当率

第1種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.10%（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下、「第1種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第1種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第1種優先配当率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。

(5) 第1種優先中間配当金

当銀行は、定款第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第1種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産の分配

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過第1種優先配当金相当額

第1種優先株式1株当たりの経過第1種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、定時株主総会に第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第1種優先配当金の額全部（第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

第1種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第1種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第1種優先株主がかかる取得の請求をした第1種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産を当該第1種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

2010年12月29日から2024年12月28日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないしに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

下限取得価額は502円とする（ただし、下記 による調整を受ける。）。

取得価額の調整

イ．第1種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- () 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する意味を有する。以下、本（ ）、下記（ ）および（ ）ならびに下記八．（ ）において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記（ ）または本（ ）による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（ ）または本（ ）による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記 による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記（ ）または本（ ）による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記（ ）または本（ ）による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記 による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記（ ）または本（ ）による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- () 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- 八.() 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。
- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- () 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- () 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- 二. 上記イ.()ないし()および上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記（10） に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2019年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記(6) に定める経過第1種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第1種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、第1種優先株主に対し、その有する第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(ストックオプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第1種優先株式

	第4四半期会計期間 (2020年1月1日から 2020年3月31日まで)	第140期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日	159,703	17,744	-	19,544	-	11,751

(注) 2017年6月27日開催の第137期定時株主総会決議、普通株主及び第1種優先株主に係る各種類株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式及び第1種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これにより、発行済株式総数は159,703,200株減少し17,744,800株となっております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	32	27	524	55	4	4,546	5,190	-
所有株式数(単元)	6	25,700	1,042	28,634	4,054	32	42,215	101,683	76,500
所有株式数の割合(%)	0.01	25.27	1.02	28.16	3.99	0.03	41.52	100.00	-

(注) 1. 自己株式85,038株(うち、ストックオプション制度に係るもの38,400株)は「個人その他」に850単元、「単元未満株式の状況」に38株含まれております。なお、当該自己株式には、業績連動型株式報酬制度導入のため設定した日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当行株式45,000株は含まれておりません。

第1種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	75,000	-	-	-	-	-	75,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	7,500	42.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	655	3.71
高知銀行持株会	高知県高知市堺町2番24号	453	2.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	372	2.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	359	2.03
四国総合信用株式会社	香川県高松市古新町1番地7	206	1.16
株式会社技研製作所	高知県高知市布師田3948番地1	169	0.96
株式会社ヨンキュウ	愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235	167	0.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	144	0.82
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	137	0.77
計		10,166	57.57

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	655千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	372千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	359千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	144千株

2. 上記の発行済株式より除く自己株式には、業績連動型株式報酬制度に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当行株式は含まれておりません。

3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

4. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

所有議決権数別

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,552	6.49
高知銀行持株会	高知県高知市堺町2番24号	4,538	4.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,722	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,598	3.56
四国総合信用株式会社	香川県高松市古新町1番地7	2,063	2.04
株式会社技研製作所	高知県高知市布師田3948番地1	1,697	1.68
株式会社ヨンキュウ	愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235	1,674	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,449	1.43
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,374	1.36
株式会社近森産業	高知県高知市稲荷町103番地	1,079	1.07
計		27,746	27.51

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,552個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,722個
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,598個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,449個

2. 上記 所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有の第1種優先株式は、議決権を有しておりません。なお、第1種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、第1種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

3. 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第1種優先株式

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	7,500	-
計		7,500	-

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 7,500,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 85,000	-	当行保有の普通株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,083,300	100,833	(注)2
単元未満株式	普通株式 76,500	-	一単元(100株)未満の株式 (注)3
発行済株式総数	17,744,800	-	-
総株主の議決権	-	100,833	-

(注)1. 第1種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」には、業績連動型株式報酬制度に関する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当行株式45千株(議決権450個)が含まれております。なお、当該議決権の数450個は、議決権不行使となっております。

3. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が38株含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社高知銀行	高知県高知市堺町2番24号	85,000	-	85,000	0.47
計		85,000	-	85,000	0.47

(注) 業績連動型株式報酬制度導入のため設定した日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当行株式45千株は、上記自己株式に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当行は、2017年6月27日開催の第137期定時株主総会において、当行の取締役（社外取締役を除く。以下同じ）に対して新たに業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。本制度の導入に伴い、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に係る取締役の報酬枠を廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないこといたしました。

本制度の概要

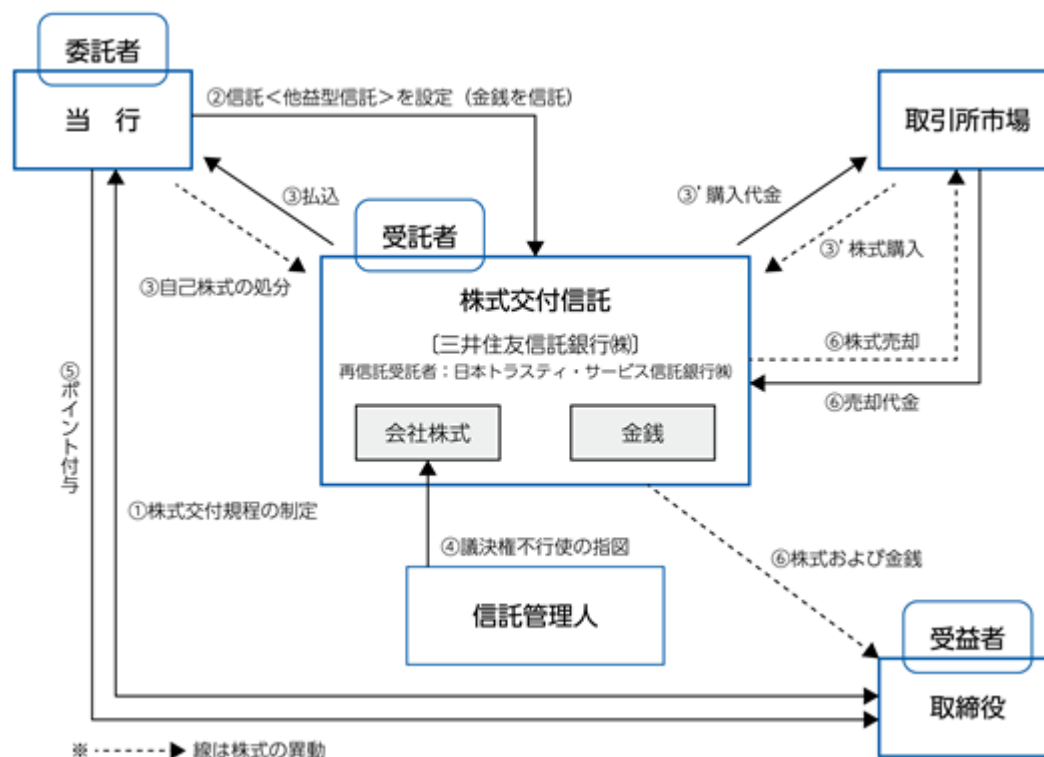
当行は取締役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、本制度を導入することいたしました。

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当行株式を取得し、各取締役に対して、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式が本信託を通じて交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

本信託は当初信託期間を4年間とし、本制度により当行株式を取締役に交付するのに必要な当行株式の取得資金として、当該信託期間中に720万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として当行が拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定いたします。

なお、信託期間の満了時において、当行の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し（当行が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当行は、本制度により取締役に交付するのに必要な当行株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に540万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出いたします。

< 本制度の仕組 >



当行は取締役を対象とする株式交付規程（以下「本規程」といいます。）を制定します。
当行は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（「本信託」）。その際、当行は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
受託者は今後交付が見込まれる相当数の当行株式を一括して取得します（自己株式処分による取得または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
信託期間を通じて本規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当行から独立している者とします。）を定めます。
本信託内の当行株式については、信託管理人は受託者に対して不行使の指図をし、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
本規程に基づき、当行は取締役に對しポイントを付与していきます。
本規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当行株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ本規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当行株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付することがあります。
なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

対象者に給付する予定株式の総数又は総額

株式の総数	45,000株
株式の総額	55,800千円

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当行の取締役（社外取締役を除く。）のうち給付要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	874	702,745
当期間における取得自己株式	80	54,450

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	85,038		85,118	

- (注) 1. 業績連動型株式報酬制度導入のため設定した日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当行株式45千株は、上記保有自己株式に含まれておりません。
2. 当期間における「その他(単元未満株式の買増請求による売渡)」には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式は含めておりません。
3. 当期間における「保有自己株式数」には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使、単元未満株式の買取及び売渡による株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、地域金融機関として公共的、社会的使命を果たすため、安定的な経営基盤の確保と健全な財務体質への強化を図るとともに、配当につきましては、フローの利益とストックの内部留保に応じ、弾力的に配分する方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）		1株当たり配当金（円）	
2019年11月8日 取締役会	普通株式	101	普通株式	10.00
	第1種優先株式	74	第1種優先株式	9.888
2020年6月25日 定時株主総会決議	普通株式	152	普通株式	15.00
	第1種優先株式	111	第1種優先株式	14.832

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

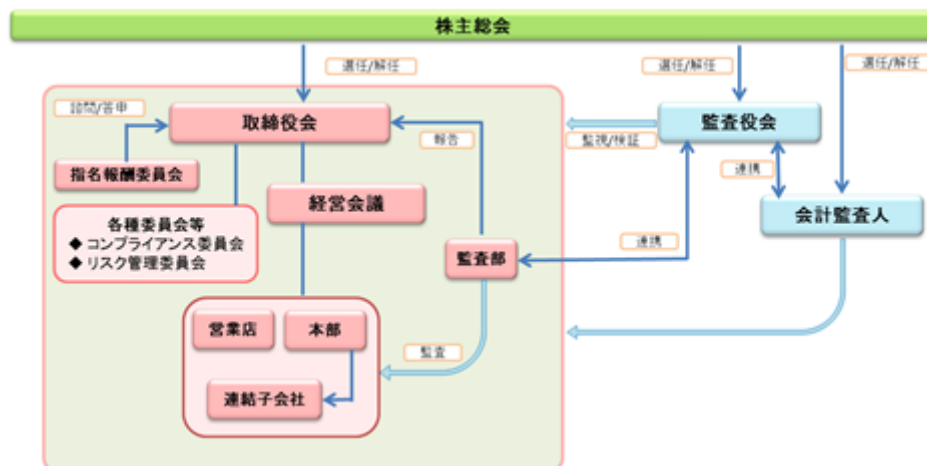
- ・株主、お客さま、地域社会、職員等ステークホルダーの利益を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営の意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速かつ果敢な意思決定を行う適切なコーポレート・ガバナンス態勢を構築いたします。
- ・地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めます。
- ・取締役会による業務執行の監督機能を一層充実させるため、社外取締役が役割を發揮するための態勢づくりに不断に取り組みます。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行は、取締役会を経営の最高意思決定機関及び監督機関としており、その他経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等により、経営や業務執行の重要事項について経営判断を行っています。本報告書提出日現在の取締役は9名で、このうち3名が社外取締役であります。また、2018年11月より、取締役等候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

当行は、監査役会設置会社として4名の監査役を選任し、そのうち3名は社外監査役を選任しております。各監査役は、取締役会のほか、各種重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、本部及び各営業店で、業務及び財産の状況を調査するなど、中立・公正な見地から客観的に経営及び業務執行に関する監査を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性は確保できていると考えております。

コーポレート・ガバナンス体制図



イ．取締役会

当行の取締役数は、本報告書提出日現在、9名で構成しております。このうち3名が社外取締役です。取締役会は、法定の決議事項に加え、重要な業務執行に関する事項につきましても、取締役会規程で定める付議基準に基づき、報告を受け、協議を行い、又は決議しております。また、取締役は、自らの責任において、業務の健全性と適切性の確保に努めております。なお、取締役会は、毎月1回以上開催することとしております。

取締役会構成員（本報告書提出日現在）

- 取締役頭取 森下 勝彦（議長）
- 専務取締役 和田 広男
- 常務取締役 海治 勝彦
- 常務取締役 三宮 昌子
- 常務取締役 成瀬 洋
- 常務取締役 田村 忍
- 社外取締役 永房 展子
- 社外取締役 別役 壽夫
- 社外取締役 井奥 和男
- 社外監査役 山田 浩
- 監査役 吉田 剛
- 社外監査役 久保田 寿一
- 社外監査役 清藤 智彦

ロ．経営会議

経営会議は、取締役会に次ぐ経営会議体として、業務執行の意思決定及び経営の統制の適切性と円滑化の確保を図ることを目的としております。経営会議は、代表取締役及び経営統括部担当取締役のほか、取締役会が特に定めた取締役及び執行役員をもって構成しております。また、社外取締役及び監査役が出席して意見交換を行える体制としております。会議は、原則として毎月1回以上開催することとしております。

経営会議構成員（本報告書提出日現在）

取締役頭取	森下 勝彦（議長）	
専務取締役	和田 広男	
常務取締役	海治 勝彦	
常務取締役	三宮 昌子	
常務取締役	成瀬 洋	
常務取締役	田村 忍	
執行役員	大阪支店長	山本 一也
執行役員	本店営業部長	松田 裕邦
執行役員	営業企画部長	深見 英治
執行役員	事務システム部長	吉村 卓浩

ハ．コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、委員長のコンプライアンス統括部担当取締役のほか、常勤取締役と5部長で構成しており、法令等を遵守し、自浄能力のある組織であり続けるために、コンプライアンスに関する事項について、報告を受け、協議を行い、又は決議しております。コンプライアンス委員会は、原則3カ月ごとに開催することとしておりますが、必要がある場合には随時開催しております。

ニ．リスク管理委員会

リスク管理委員会は、委員長の経営統括部担当取締役のほか、常勤取締役、執行役員および経営統括部長で構成し、各種リスクをその特性に応じて適切に管理することにより、経営の健全性の確保と安定した収益の確保を図ることを目的に設置しており、リスク管理に関する幅広い事項について報告を受け、協議を行い、又は決議しております。リスク管理委員会は、毎月又は必要がある場合に随時開催しております。

ホ．監査役会

当行は、監査役制度を採用しており、本報告書提出日現在の体制は、常勤2名、非常勤2名の計4名で、このうち3名（常勤1名、非常勤2名）は社外監査役となっております。また、監査役の職務を補助するための専任スタッフを1名配置しております。また、当行の社外監査役は、当行のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係はありません。監査役会は、原則として毎月1回開催することとしております。

ヘ．指名報酬委員会

指名報酬委員会は、取締役4名（うち社外取締役3名）、社外監査役3名で構成しております。指名報酬委員会は、取締役等の候補者の指名及び報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保することや、将来の経営陣の育成を含めた後継者計画を検討することを目的としており、毎年1回以上開催することとしております。2019年度には委員会を5回開催して、執行役員の選任および監査役の選任ならびに役員報酬などを審議しました。

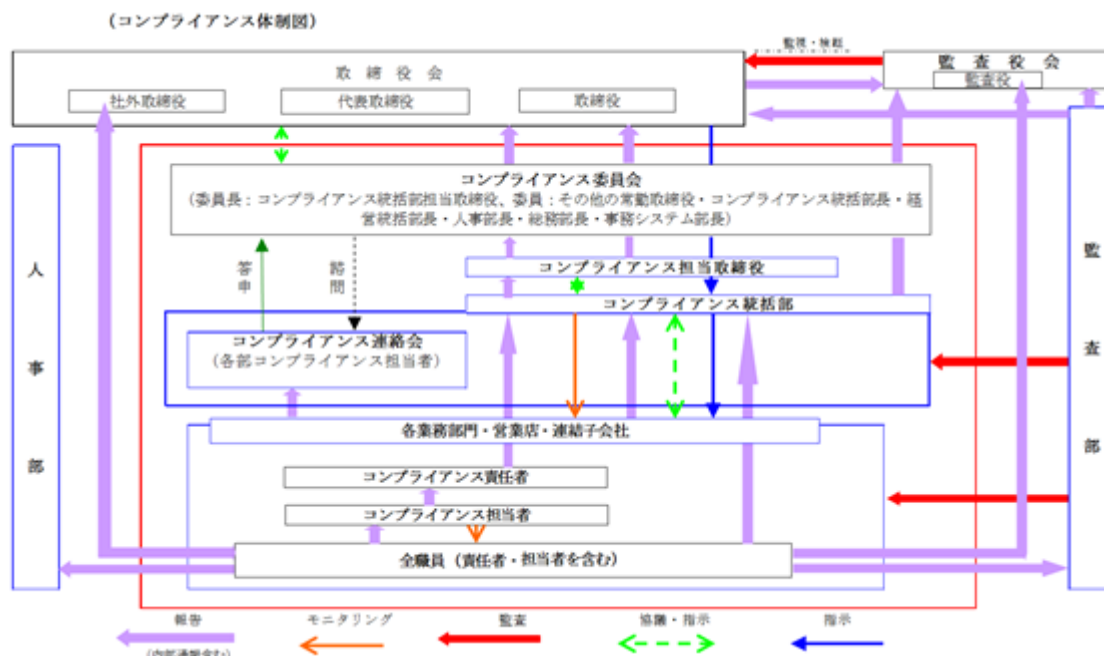
指名報酬委員会構成員（本報告書提出日現在）

取締役頭取	森下 勝彦	
社外取締役	永房 展子（委員長）	
社外取締役	別役 壽夫	
社外取締役	井奥 和男	
社外監査役	山田 浩	
社外監査役	久保田 寿一	
社外監査役	清藤 智彦	

企業統治に関するその他の事項

イ．企業倫理の確立

当行は、銀行に課せられた高い公共性と重い社会的使命を全うするため、法令等のもとより、社会的規範を厳格に遵守し、良識ある経営姿勢を維持しなければならないと考えております。こうした基本方針を堅持するために「行動憲章」を定めるとともに、全役員に対し、行動憲章に則った行動指針「倫理法令遵守の基本方針（コンプライアンスポリシー）」を徹底しております。役員一人ひとりが社会人としての良識を持ち、高い職業倫理観に裏付けられた自律をもってルールを遵守するとともに、内部検証の機能を発揮させることで、お客さまや地域社会からの信用・信頼を確保することを経営の基本としております。



ロ．アカウントビリティとディスクロージャー

当行は、株主、お客さま、地域社会、職員等といった、様々なステークホルダーからの信頼を得るためには、アカウントビリティと適切なディスクロージャーが非常に重要であると認識し、経営情報のタイムリーな開示に努めております。併せて、当行の経営内容等についての説明会も随時開催しております。

ハ．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行では、健全で透明度の高い経営システムの構築を図っていくため、内部統制システムの整備を行っており、同システムを有効に機能させるために必要な情報伝達機能が確保されるよう、取締役会付議基準をはじめとした、様々なレポートラインを確立するとともに、内部通報制度（「企業倫理ホットライン」）を設け、非公式情報の伝達システムも構築しております。

内部統制システム構築のための基本方針を次のとおり定め、これらの取組みを通して、内部統制システムの整備を図っております。

1．取締役及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び職員等は、法令等の遵守は経営の最重要課題であると明記した「コンプライアンス規程」をはじめ、コンプライアンスに関する規程類を遵守する。
- (2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般に関する事項について審議・決定し、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。
- (3) コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を設置し、各部署の部長をコンプライアンス責任者として、その下にコンプライアンス担当者を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- (4) 事業年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において策定し、コンプライアンス統括部は全体の進捗状況及び評価等についてコンプライアンス委員会及び取締役会へ報告する。
- (5) コンプライアンス研修を研修計画に織り込むとともに、各種研修の場においてもコンプライアンスについての啓蒙時間を設ける。
- (6) 不祥事故防止の観点から、人事ローテーションや連続休暇制度等の職場離脱制度を実施する。
- (7) 法令等違反による不祥事や各リスク顕現化の防止及び早期発見、自浄プロセスの機動性向上等のために「企業倫理ホットライン」を設け、この運営を確保するために「内部通報制度実施規程」を整備する。

- (8) 財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制」の基本方針を定め、同基本方針に基づき財務報告の有効性を確保するための体制を整備する。
- (9) 監査部は各部店におけるコンプライアンスを含む内部管理態勢等の有効性、適切性について監査する。
- (10) 監査役は、取締役及び職員等の法令等遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監視・検証し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る文書は文書保存を定める行内規程類に基づき、適切に管理する。
- (2) 取締役の意思決定に係る文書については、各会議体の規程に、それぞれの付議基準を明確に定めるとともに、議事録を作成し、適切に保存及び管理する。
- (3) 内部情報の管理のための規程類を定め、経営統括部が一元管理するとともに、関係各部と連携して研修や臨店等で周知・徹底する。また、開示情報も経営統括部が統括・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについてリスク管理方針を定め、リスクを統合的に管理する。
- (2) リスク管理の統括部署を経営統括部とし、リスク管理委員会を設置して各リスクを統合的に管理する。各リスクが顕現化し、頭取が経営に与える影響が極めて重大で緊急な対応が必要と認めた場合、対応する機関として対策本部を設置し、緊急時の管理体制を敷く。
- (3) 取締役会はリスクの適切かつ有効な内部管理態勢の構築と運用を図るため、リスク管理に係る業務執行を決定し、リスク管理に係る事項について付議または報告を受け、必要な意思決定と指示を行う。
- (4) リスク管理プログラム並びに各種施策を取締役会において決定し、各リスク管理態勢の機能状況については担当取締役が取締役会に報告する。
- (5) 事業年度毎に監査基本方針と監査計画を取締役会で決定し、監査部はそれに基づき監査を実施するとともに取締役会に監査の実施状況および結果について定期的に報告する。
- (6) 自然災害、風評リスク、情報漏洩、システム停止等の要因による緊急事態が及ぼす損失・影響を最小限に抑えるとともに、事態の早期収拾を図るため、平時からの危機管理態勢を構築する。
- (7) 地震の発生や病原菌感染の拡大等においても、継続すべき重要業務等を定めた「業務継続計画」に基づき、決済機能等を円滑に運行する体制を確保する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び職員等の職務の執行が効率的に行われるよう、職務権限規程を制定し業務遂行における取締役、本部及び営業店の各職位の権限と責任を明確にする。
- (2) 取締役会は経営会議やリスク管理委員会等の下位会議体へ委任することで取締役が職務の執行を効率的に行うことができるように、各会議体の権限を明確にする。
- (3) コンプライアンスに関する諸問題についてはコンプライアンス委員会で審議したうえで、取締役会に付議する。

5. 次に掲げる体制その他の当行及び当行子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行並びに子会社各社で業務継続計画（BCP）を定め、経営統括部が統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行う。

- (4) 子会社の取締役等及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査する。
子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置する。
6. 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助するため、監査役と協議のうえに必要な人員を常時配置する。
7. 前号の職員の取締役からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助する常勤者は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
 - (2) 監査役を補助する常勤者の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
 - (3) 監査役を補助する常勤者の人事考課については、監査役会の同意を得る。
8. 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当行の取締役及び職員等が監査役に報告をするための体制
当行の取締役及び職員等は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて役職員が監査役に通報できる制度を定める。
法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実等を予知あるいは発見した場合に監査役に報告する時期・方法等について明記し、役職員に周知徹底する。
 - (2) 子会社の取締役・監査役及び職員等又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
子会社の役職員等は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
内部通報制度実施規程に基づく「企業倫理ホットライン」を用いて子会社の役職員等が当行監査役に通報できる制度を定める。
9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 内部通報制度実施規程において、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを定める。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役がその職務の執行について、当行に対して費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 株主総会に提出する監査役選任議案については、あらかじめ監査役会と協議を行い、決議する。
 - (2) 監査役が取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席できることを各規程において明記する。
 - (3) 監査部監査で得た情報については必要に応じて監査役に提供し、その円滑な職務の遂行に協力する旨を監査規程に定める。
 - (4) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。
 - (5) 監査役は必要に応じ、内部監査部門等に対して調査を求めることができる。
 - (6) 監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する体制を確保する。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

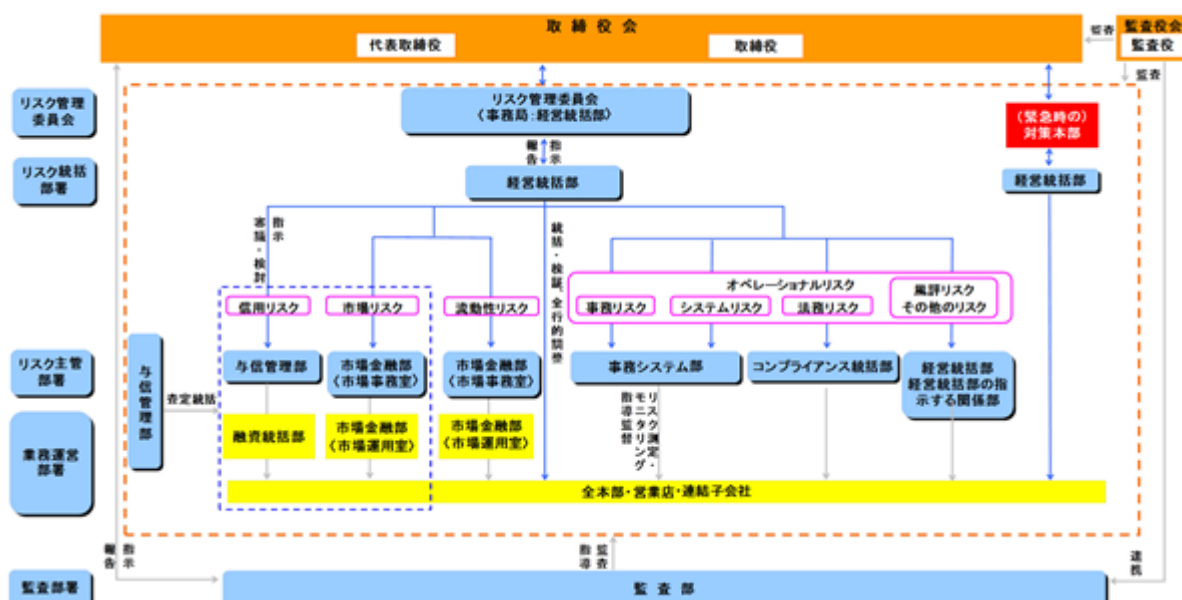
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

- (1) 反社会的勢力対応の統括部署をコンプライアンス統括部とし、各部店の部店長を不当要求防止の責任者とする。新聞報道や営業店等からの反社会的勢力に関する情報は、当行グループで共有し、統括部署で一元管理する。
- (2) 「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を制定し、反社会的勢力による被害の防止と関係遮断に向けた取組みを推進する。
- (3) 反社会的勢力への対応にあたっては、弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センターと連携する。また、各地の公安委員会が開催する「不当要求防止責任者講習」を積極的に受講する。

二. リスク管理体制の整備の状況

当行ではリスク管理態勢の強化・充実を経営の最重要課題と認識し、取締役会等が積極的に関与しながら、リスク管理の基本的方針となる「リスク管理方針」と信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等の各種リスクの管理規程やリスク毎の年度管理プログラム等を定めております。そして、これらに基づき、リスク管理委員会や主管部が中心となって、業務運営に係るリスク管理に取り組んでおります。また、より適正なリスクコントロールを行うための管理手法の高度化にも努めております。

(リスク管理態勢図)



ホ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

- (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制は、関係会社管理規程にて子会社が当行に協議・報告すべき事項を定め、業績や財務状況については毎月、その他業務執行に係る重要事項については随時報告を求めて、適切に管理しております。
- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、リスク管理方針において当行グループのリスク管理態勢を定め、統括部署を経営統括部とし、グループ全体のリスクを統括的に管理しております。
また、当行グループの平時からの危機管理態勢を構築するため、危機管理規程を定めるとともに、当行並びに子会社各社で業務継続計画（BCP）を定め、経営統括部が統括的に管理しております。
- (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、子会社においても、業務の決定及び執行についての相互監視が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置しております。
また、関係会社管理規程や関係会社人事管理運用規程・与信管理規程に基づき、子会社の業務執行に際して適切な管理・指導を行っております。
- (ニ) 子会社の取締役等及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制は、子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当行が関与し、進捗状況等については当行取締役会で検証するとともに、当行監査部において子会社の法令等の遵守状況等について監査しております。
また、子会社においてもそれぞれコンプライアンスに関する規則・マニュアルを制定し、責任者を配置しております。

種類株式

当行は、自己資本の充実を図り、財務基盤を強化するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

その他

当行は定款で以下の事項を定めております。

- 1．当行の取締役は13名以内とする。
- 2．当行の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 3．当行は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれを行う。
- 4．当行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものである。
- 5．当行は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式の取得を行うことができる。これは、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものである。
- 6．当行は、会社法第427条第1項の規定により社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。これは、社外取締役に期待された役割を十分に発揮してもらうことを目的とするものである。
- 7．当行は、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。これは、社外監査役に期待された役割を十分に発揮してもらうことを目的とするものである。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性2名 (役員のうち女性の比率15.38%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役頭取 代表取締役	森下 勝彦	1954年2月5日生	1977年4月 当行入行 1998年4月 審査部主任審査役 1999年9月 本店営業部貸付一課長 2001年4月 本店営業部貸付グループ長 2002年6月 今治支店長 2003年6月 経営統括部グループ長 2005年6月 経営統括部長 2006年6月 取締役経営統括部長 2007年11月 常務取締役 2008年4月 専務取締役 2012年4月 取締役頭取(現職)	2019年6 月から2 年	5
専務取締役 代表取締役	和田 広男	1958年2月16日生	1980年4月 当行入行 2002年4月 経営統括部主任業務役 2005年6月 経営統括部グループ長 2008年4月 市場金融部グループ長 2009年4月 経営統括部付部長 2009年9月 経営統括部長 2011年6月 取締役経営統括部長 2012年4月 取締役経営統括部長 兼営業副本部長 2013年6月 常務取締役経営統括部長 兼営業副本部長 2014年6月 常務取締役 2016年11月 常務取締役総務部長 2017年4月 常務取締役営業副本部長 2017年6月 専務取締役営業副本部長 2019年6月 専務取締役(現職)	2019年6 月から2 年	3
常務取締役	海治 勝彦	1960年7月24日生	1984年4月 当行入行 2004年4月 融資統括部主任業務役 2006年1月 経営統括部主任業務役 2007年4月 経営統括部グループ長 2011年4月 東京支店長 2013年5月 経営統括部付部長 2014年4月 コンプライアンス統括部長 兼経営統括部付部長 2014年6月 取締役経営統括部長 兼コンプライアンス統括部長 2014年9月 取締役経営統括部長 2016年4月 取締役経営統括部長 兼コンプライアンス統括部長 2017年4月 常務取締役(現職)	2019年6 月から2 年	5
常務取締役 営業副本部長	三宮 昌子	1957年5月13日生	1976年4月 当行入行 2003年4月 横浜ニュータウン支店長 2005年9月 南国支店長 2006年11月 事務統括部主任業務役 2008年9月 経営統括部主任業務役 2009年9月 営業統括部主任業務役 2010年7月 営業統括部グループ長 2012年4月 ローン業務部グループ長 2013年5月 ローン業務部長 2014年9月 コンプライアンス統括部長 2015年6月 取締役監査部長 2017年4月 取締役事務システム部長 2017年6月 常務取締役事務システム部長 2019年4月 常務取締役 2020年6月 常務取締役営業副本部長(現職)	2019年6 月から2 年	11

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役 与信管理部長	成瀬 洋	1959年3月17日生	1981年4月 当行入行 2003年4月 融資統括部主任業務役 2005年6月 福井支店長 2007年1月 帯屋町支店長 2009年4月 融資統括部グループ長 2009年9月 市場金融部グループ長 2013年5月 市場金融部長 2016年6月 取締役本店営業部長 2019年4月 常務取締役 2020年4月 常務取締役与信管理部長 (現職)	2019年6 月から2 年	2
常務取締役	田村 忍	1959年4月9日	1983年4月 当行入行 2004年6月 八幡浜支店長 2007年1月 赤岡支店長 2009年9月 総務部グループ長 2012年4月 徳島支店長 2014年6月 融資統括部長 2017年4月 地域連携ビジネスサポート部長 兼営業推進部長 2017年6月 取締役地域連携ビジネスサポー ト部長兼営業推進部長 2019年4月 取締役地域連携ビジネスサポー ト部長 2019年6月 常務取締役営業本部長(兼)地 域連携ビジネスサポート部長 2019年9月 常務取締役営業本部長 2020年6月 常務取締役(現職)	2019年6 月から2 年	2
取締役	永房 展子	1971年1月17日生	1997年4月 弁護士登録・あすか協和法律 事務所 2003年4月 金融庁監督局(任期付職員) 2005年7月 隼あすか法律事務所 弁護士 2014年10月 日本証券業協会 法務参事 (現職) 2015年6月 当行取締役(現職) 2016年4月 小松総合法律事務所 弁護士 2016年11月 琴平総合法律事務所 弁護士 (旧小松総合法律事務所) (現職) 2020年5月 株式会社ヨンドシーホールデー ィングス 取締役監査等委員就任 (現職)	2019年6 月から2 年	1
取締役	別役 壽夫	1953年7月5日生	1976年4月 高知県信用保証協会入協 1994年4月 同 業務部保証一課課長補佐 1998年4月 同 総務部総務課長 2001年4月 同 総務部副部長 2007年4月 同 総務部長 2009年3月 同 退職 2009年4月 同 常勤監事就任 2017年3月 同 常勤監事退任 2018年6月 当行取締役(現職)	2019年6 月から2 年	0
取締役	井奥 和男	1957年8月11日生	1982年4月 高知県庁入庁 2009年4月 同 総務部政策企画課長 2011年4月 同 総務部副部長 2013年4月 同 地域福祉部長 2016年4月 同 公営企業局長 2018年3月 同 定年退職 2018年6月 公益財団法人高知県文化財団理 事長(現職) 2019年6月 当行取締役(現職)	2019年6 月から2 年	0

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	山田 浩	1961年2月14日生	1979年4月 大蔵省(現 財務省) 四国財務局入局 2006年7月 四国財務局理財部 金融監督第一課上席調査官 2007年7月 四国財務局高知財務事務所 理財課長 2009年7月 四国財務局総務部 総務課課長補佐 2011年7月 四国財務局総務部経済調査課長 2013年7月 四国財務局理財部 金融監督第一課長 2014年7月 四国財務局松山財務事務所長 2016年3月 財務省四国財務局辞職 2016年6月 当行常勤監査役(現職)	2020年6 月から4 年	0
常勤監査役	吉田 剛	1959年10月10日生	1984年4月 当行入行 2005年9月 融資統括部主任業務役 2009年4月 融資統括部グループ長 2012年4月 新居浜支店長 2014年4月 事務システム部副部長 2015年4月 東京支店長 2017年4月 監査部長 2019年6月 常勤監査役(現職)	2019年6 月から4 年	1
監査役	久保田 寿一	1948年7月11日生	1967年4月 建設省高知工事事務所入省 1971年3月 建設省高知工事事務所退職 1971年4月 高知県庁入庁 1996年4月 高知県総務部秘書課長 2000年4月 高知県土木部副部長 2002年4月 高知県商工労働部副部長 2004年4月 高知県農林水産部海洋局長 2007年4月 高知県理事 高知県産業振興 センター理事長 2009年3月 高知県庁退職 2009年6月 高知県商工会連合会専務理事 就任 2014年3月 高知県商工会連合会専務理事 退任 2014年4月 高知県経営者協会 高知県戦略 産業雇用創造プロジェクト推進 協議会プロジェクトマネー ジャー就任 2017年3月 高知県経営者協会退職 2020年6月 当行監査役(現職)	2020年6 月から4 年	-
監査役	清藤 智彦	1947年9月24日生	1971年12月 税理士試験合格 1972年6月 東京税理士会入会 1974年5月 四国税理士会転籍 清藤会計事務所開業 2015年6月 四国税理士会副会長就任 2019年6月 四国税理士会副会長退任 2019年9月 四国税理士政治連盟会長就任 (現職) 2020年6月 当行監査役(現職)	2020年6 月から4 年	-
計					34

- (注) 1. 和田広男の氏名に関しましては、「開示用電子情報処理組織等による流通開示手続ガイドライン」(金融庁総務企画局)の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、電子開示システム(EDINET)上、使用できる文字で代用しております。
2. 取締役永房展子、別役壽夫及び井奥和男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 永房展子は、婚姻により戸籍の氏を変更しましたが、弁護士業務を北川展子(旧氏名)で行っております。
4. 監査役山田浩、久保田寿一及び清藤智彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 所有株式数は、すべて普通株式であり、第1種優先株式は所有しておりません。

6. 当行では、取締役会で決定した経営方針や戦略について、より迅速かつ機動的に遂行する態勢を整備するとともに、取締役会の監督機能の一層の強化につなげるため、また、経営陣の後継者候補となる重要なポストと位置づけ、執行役員本人とその他の行員のモチベーションの向上を図り、人材育成を推進するため、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名で、大阪支店長山本一也、本店営業部長松田裕邦、営業企画部長深見英治、事務システム部長吉村卓浩で構成されております。

社外役員の状況

当行は、3名の社外取締役と3名の社外監査役を選任しております。

選任にあたっては、社外役員自身はもとより社外役員が現任する団体等や歴任した団体・会社等が、現在及び過去に当行との人的関係や資本的關係等において特別な利害関係がなく、独立した立場から客観的・中立的に役割を遂行できること等、独立役員判断基準を踏まえております。

社外取締役永房展子は、弁護士としての豊富な経験と知見ならびに高い法令遵守の精神を有しており、専門的見地から客観的かつ透明性をもって社外取締役としての役割を適切に遂行できると判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役別役壽夫は、長年にわたる高知県信用保証協会における豊富な経験、並びに監事に携わった実績、及び中小企業診断士として専門的な知見も有しており、経営全般について客観的かつ透明性をもって社外取締役としての役割を適切に遂行できると判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役井奥和男は、高知県の行政分野における長年の豊富な経験があり、また、現在公益財団法人高知県文化財団理事長の要職にあり、幅広い見識を備えており、経営全般について客観的かつ透明性をもって社外取締役としての役割を適切に遂行できると判断し、社外取締役に選任しております。

なお、社外取締役3名は金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

また、監査役会設置会社として4名の監査役を選任し、そのうち3名は社外監査役（うち常勤監査役1名）を選任しております。社外監査役3名は、それぞれ金融に関する豊かな経験と知識、法令等に関する高い知識と経験、税務に関する高い知識と経験を有しております。また、社外監査役清藤智彦は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。社外監査役3名は金融商品取引所の定めに基づく独立役員でもあります。

なお、社外取締役及び社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるよう、社外取締役及び社外監査役と当行との間で責任限定契約を締結しております。

当行においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めており、現在及び最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しないこととしております。

1. 当行または当行の子会社において、現在または過去10年間に業務執行取締役又は使用人であった者
2. 当行を主要な取引先（注2）とする者、またはその者が法人である場合はその業務執行者
3. 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合はその業務執行者
4. 当行から役員報酬以外に多額（注3）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
5. 当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
6. 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
7. 当行の主要株主（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
8. 次に掲げる者の二親等以内の近親者
ア. 上記1.～7.に該当する者
イ. 当行または当行の子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等

（注1）最近とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）主要な取引先とは、直近事業年度の支払額または受取額が売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上

（注3）多額とは、過去3年間平均で年間1,000万円以上

（注4）主要株主とは、議決権の10%以上を保有する株主

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員は積極的に重要会議に出席して情報の収集や共有に努めており、取締役会ではそれぞれの見識に基づいた助言等を行うなど、経営計画等に関する議論の活性化につなげており、客観的立場を踏まえた経営の監督機能を果たしております。

各監査役は、取締役会のほか、重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、本部及び各営業店で、業務及び財産の状況を調査するなど、中立・公正な見地から客観的に経営及び業務執行に関する監査を行っており、経営監視機能の客観性及び中立性は確保できていると考えております。各監査役は会計監査人及び内部監査を所管する監査部と監査結果等について十分な意見交換を行い、連携をとりながら監査を行っております。

また、社外役員の情報交換並びに認識共有を図るため、「社外取締役と社外監査役による意見交換会」を適時実施しております。

当行は、取締役等候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。委員会は社外取締役3名、社外監査役3名、取締役1名の合計7名で構成しており、委員長は社外取締役が務めております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

イ．監査役監査の組織、人員等

監査役会は、本報告書提出日現在、常勤2名非常勤2名の計4名で構成され、うち3名は社外監査役（うち常勤監査役1名）となっております。社外監査役3名は、それぞれ金融に関する豊かな経験と知識、法令等に関する高い知識と経験、税務に関する高い知識と経験を有しております。また、社外監査役清藤智彦は、税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

ロ．監査役・監査役会の活動状況

(イ) 監査役監査の手続き、役割分担

毎期初に監査役会で策定する監査方針及び監査計画に基づき、取締役会など重要な会議への出席や、取締役、内部監査部署、業務所管部署に対する調査、意見交換を通じて、内部統制の機能状況や取締役の業務執行に対して監査、監督を行っております。

常勤監査役は取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会に全て出席しており、各監査役の知見に基づき、会議の中で適切に提言・助言等を行っております。また、重要な書類の閲覧、行内のリスク情報等の監視、営業店および関係会社への往査、監査部監査の営業店監査講評並びに監査評定会への出席、四半期・期末決算監査等を主として担っております。

非常勤監査役は取締役会など重要な会議の殆どに出席しており、各監査役の知見に基づき、会議の中で適切に提言・助言等を行っております。また、重要な書類の閲覧や監査役会等で常勤監査役から報告を受け、必要に応じて監査役会で説明を求めています。

(ロ) 監査役会の開催状況

監査役会は毎月1回以上開催しており、当期は19回開催し、監査役全員が全てに出席しております。監査役会では重要会議に上程される重要な意思決定の内容や内部統制の機能状況等について検討するほか、監査計画に則って行った監査結果の審議や各監査役の知見に基づく意見交換などを行っております。当期においては監査役会の所要時間は平均1時間です。

監査役会の主な検討事項

- ・ 監査計画策定方針及び監査実施計画
- ・ 内部統制システムの構築運用状況
- ・ 計算書類等の適正性及び会計監査人の監査の相当性
- ・ 取締役の業務執行の適正性
- ・ 経営強化計画の進捗状況
- ・ リスク管理の状況

(ハ) 意見交換の状況

監査役会では、取締役の業務執行等に関し、代表取締役との意見交換を実施しているほか、社外取締役との意見交換も実施しております。また、会計監査の状況に関して、会計監査人との意見交換を実施しております。当期は代表取締役との意見交換は2回、社外取締役との意見交換は3回、会計監査人との意見交換は7回実施しております。

内部監査の状況

業務運営部門から独立した内部監査部門として監査部を設置しており、本報告書提出日現在の人員数は10名です。

監査部は、業務の健全性及び適切性の維持・向上のため、本部・営業店及び連結子会社の業務運営に関して、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を実施し、取締役会に報告しております。

監査役会は、会計監査人から適時適切な報告を受けるほか、定期的な会合等を通じて監査実施状況等についての十分な意見交換を行っており、独立性確保の前提のもとに相互間の連携の強化を図っております。

監査役会は、内部監査部門である監査部から適時適切な報告を受けるほか、毎月の監査評定会や監査講評時の立会い等を通じて、十分な意見交換を行っております。また、監査部は監査役監査における指摘事項について、監査実施の際にフォローを行っております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ．継続監査期間

44年

ハ．業務を執行した公認会計士

脇田 勝裕

青木 靖英

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名、その他9名

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査の適切性について、監査品質や独立性等から毎年総合的に評価し、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人を評価した結果、会計監査人に求められる品質管理体制、独立性等を有しており、かつ、監査の実施体制等も適切であると判断いたしました。また、再任を不適当とする事項も認められませんでした。この結果、「監査役監査基準」及び「会計監査人の選定基準」に基づき、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として再任することが適当であると判断しました。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、「会計監査人の評価基準」に基づき、監査法人の品質管理体制、監査チームの状況、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者との関係、グループ監査及び不正リスクへの対応状況等を総合的に勘案の上評価した結果、有限責任 あずさ監査法人の監査は適正に実施されていると評価しております。

監査報酬の内容

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	65	-	65	-
連結子会社	1	-	1	-
計	66	-	66	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の前提となる見積りの算出根拠及び会計監査人の職務遂行状況等について確認し審議した結果、本報酬額は適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬は、役位毎の責任の重さに応じた基本報酬と、当行の中長期的な企業価値向上に向けた意識強化を目的とする業績連動型株式報酬に分けられ、2017年6月27日開催の定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入および信託拠出額の範囲（当初4年間は72百万円、延長の場合は3年毎に54百万円）を決定しております。なお、社外取締役及び監査役の報酬については、中立性と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

当行の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2008年6月26日であり、決議の内容は、報酬限度額に関する決議（取締役の報酬額は年額132百万円以内（この額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬額は年額54百万円以内）であります。

取締役の基本報酬の決定に当たっては、当行の業績を踏まえて、株主総会の決議で定められた報酬総額の範囲内で、役位毎の責任の重さに応じて、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。業績連動型株式報酬の決定におきましても、指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会で決定することとしております。

監査役の報酬につきましては、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定した金額としております。

当行では、取締役等候補者の指名及び取締役等の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役・監査役の選任・解任（株主総会決議事項）や代表取締役の選定・解職、後継者計画に関する事項のほか、業績連動型株式報酬を含む取締役等の報酬に関する事項などについて審議のうえ、答申を行っております。

委員会は2018年11月に設置し、取締役4名（うち社外取締役3名）、社外監査役3名で構成しており、社外取締役が委員長を務めております。2019年度には委員会を5回開催して、執行役員を選任及び監査役の選任ならびに役員報酬などを審議しております。

また、業績連動型株式報酬はポイント制としており、制度対象者に付与されるポイントは、役位に応じて付与される「役位別ポイント」80%と評価対象期間における業績指標の目標達成率に応じて付与される「業績連動ポイント」20%で構成しております。ポイントは年度毎に付与され、原則として退任時に付与されたポイントの累積数に相当する当行の株式が交付されます。

業績指標につきましては、事業年度毎に業績向上への貢献意欲を高め当行の企業価値向上につなげていくことを目的に、主要指標の一つである当期純利益を採用しております。「業績連動ポイント」は目標達成率に応じて支給率0.60～1.00の範囲としており、ポイントの付与については指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当期純利益15億円であり、実績は12億円でした。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)				
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	その他	
取締役（社外取締役を除く）	6	116	103	12	-	-
監査役（社外監査役を除く）	2	13	13	-	-	-
社外役員	7	37	37	-	-	-

重要な使用人兼務役員の使用人給与額は1百万円、員数は1人です。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当行では、純投資目的の投資株式は中長期に保有して、配当利回りや株価の値上がりを期待するものとし、純投資目的以外の目的である投資株式は、当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献などの観点により保有するものとして区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当行および投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、投資先企業との連携関係の維持・拡大、地域貢献や資本コスト等の経済合理性などを踏まえて保有意義を判断し、その保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

また、保有の合理性を検証する方法として、保有目的に応じた便益や投資先の財務・業績等のリスク等が資本コストに見合っているか、将来の見通し等も踏まえて、投資先ごとの保有意義の妥当性を定期的に取り締役会において検証しております。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	24	6,413
非上場株式	46	927

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	
非上場株式	-	-	

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	-	-
非上場株式	-	-

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果(注)1 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社技研製作所	793,338	793,338	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	2,804	2,685		
SOMPOホール ディングス株式会社	306,300	306,300	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有(注3)
	1,023	1,255		
東京海上ホールディ ングス株式会社	126,800	126,800	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有(注3)
	627	679		
株式会社ヨンキュウ	297,400	297,400	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	446	429		
四国電力株式会社	300,000	300,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	256	404		
株式会社ミロク	133,156	133,156	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	233	250		
日本通運株式会社	34,500	34,500	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	182	212		
株式会社淀川製鋼所	97,000	97,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	171	199		
総合警備保障株式会 社	24,000	24,000	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	126	115		
グロープライド株式 会社	50,000	50,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	93	131		
三井住友トラスト・ ホールディングス株 式会社	20,860	20,860	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有(注3)
	65	82		
兼松エンジニアリン グ株式会社	50,700	50,700	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有
	58	60		
株式会社四国銀行	62,825	62,825	近隣金融機関との関係強化のために保有 しており、地域貢献に関する情報交換な どを行っております。	有
	53	65		
凸版印刷株式会社	26,000	26,000	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、IR関連の情報収集を 行っております。	有
	43	43		
ダイコー通産株式会 社	40,000	20,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。なお、株式の分割に より株数が増加しております。	有
	40	31		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）1 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無																																																												
	株式数（株）	株式数（株）																																																														
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）																																																														
MS & A Dインシ アランスグループ ホールディングス株 式会社	12,300	12,300	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有（注3）																																																												
	37	41			株式会社大東銀行	60,000	60,000	総合的な協力関係の維持・強化のために 保有しており、災害時相互協力の協定を 結んでおります。	有	34	38	株式会社豊和銀行	51,100	51,100	総合的な協力関係の維持・強化のために 保有しており、業務運営上の情報交換を 行っております。	有	29	34	株式会社東京自動機 械製作所	20,500	20,500	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有	28	33	株式会社宮崎太陽銀 行	26,800	26,800	総合的な協力関係の維持・強化のために 保有しており、業務運営上の情報交換を 行っております。	有	24	38	株式会社ありがとう サービス	9,200	9,200	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無	14	20	株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ	3,400	3,400	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有（注3）	8	13	シンフォニアテクノ ロジー株式会社	6,000	6,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有	5	8	株式会社鳥貴族	2,100	2,100	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無	3	3	株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	-	33,880	前事業年度において、総合的な協力関係 の維持・強化のために保有しておりました。 た。
株式会社大東銀行	60,000	60,000	総合的な協力関係の維持・強化のために 保有しており、災害時相互協力の協定を 結んでおります。	有																																																												
	34	38			株式会社豊和銀行	51,100	51,100	総合的な協力関係の維持・強化のために 保有しており、業務運営上の情報交換を 行っております。	有	29	34	株式会社東京自動機 械製作所	20,500	20,500	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有	28	33	株式会社宮崎太陽銀 行	26,800	26,800	総合的な協力関係の維持・強化のために 保有しており、業務運営上の情報交換を 行っております。	有	24	38	株式会社ありがとう サービス	9,200	9,200	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無	14	20	株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ	3,400	3,400	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有（注3）	8	13	シンフォニアテクノ ロジー株式会社	6,000	6,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有	5	8	株式会社鳥貴族	2,100	2,100	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無	3	3	株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	-	33,880	前事業年度において、総合的な協力関係 の維持・強化のために保有しておりました。 た。	有（注3）	-	52				
株式会社豊和銀行	51,100	51,100	総合的な協力関係の維持・強化のために 保有しており、業務運営上の情報交換を 行っております。	有																																																												
	29	34			株式会社東京自動機 械製作所	20,500	20,500	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有	28	33	株式会社宮崎太陽銀 行	26,800	26,800	総合的な協力関係の維持・強化のために 保有しており、業務運営上の情報交換を 行っております。	有	24	38	株式会社ありがとう サービス	9,200	9,200	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無	14	20	株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ	3,400	3,400	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有（注3）	8	13	シンフォニアテクノ ロジー株式会社	6,000	6,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有	5	8	株式会社鳥貴族	2,100	2,100	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無	3	3	株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	-	33,880	前事業年度において、総合的な協力関係 の維持・強化のために保有しておりました。 た。	有（注3）	-	52											
株式会社東京自動機 械製作所	20,500	20,500	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有																																																												
	28	33			株式会社宮崎太陽銀 行	26,800	26,800	総合的な協力関係の維持・強化のために 保有しており、業務運営上の情報交換を 行っております。	有	24	38	株式会社ありがとう サービス	9,200	9,200	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無	14	20	株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ	3,400	3,400	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有（注3）	8	13	シンフォニアテクノ ロジー株式会社	6,000	6,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有	5	8	株式会社鳥貴族	2,100	2,100	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無	3	3	株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	-	33,880	前事業年度において、総合的な協力関係 の維持・強化のために保有しておりました。 た。	有（注3）	-	52																		
株式会社宮崎太陽銀 行	26,800	26,800	総合的な協力関係の維持・強化のために 保有しており、業務運営上の情報交換を 行っております。	有																																																												
	24	38			株式会社ありがとう サービス	9,200	9,200	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無	14	20	株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ	3,400	3,400	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有（注3）	8	13	シンフォニアテクノ ロジー株式会社	6,000	6,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有	5	8	株式会社鳥貴族	2,100	2,100	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無	3	3	株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	-	33,880	前事業年度において、総合的な協力関係 の維持・強化のために保有しておりました。 た。	有（注3）	-	52																									
株式会社ありがとう サービス	9,200	9,200	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無																																																												
	14	20			株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ	3,400	3,400	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有（注3）	8	13	シンフォニアテクノ ロジー株式会社	6,000	6,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有	5	8	株式会社鳥貴族	2,100	2,100	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無	3	3	株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	-	33,880	前事業年度において、総合的な協力関係 の維持・強化のために保有しておりました。 た。	有（注3）	-	52																																
株式会社三井住友 フィナンシャルグ ループ	3,400	3,400	業務上の協力関係の維持・強化のために 保有しており、金融商品に関する情報交 換などを行っております。	有（注3）																																																												
	8	13			シンフォニアテクノ ロジー株式会社	6,000	6,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有	5	8	株式会社鳥貴族	2,100	2,100	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無	3	3	株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	-	33,880	前事業年度において、総合的な協力関係 の維持・強化のために保有しておりました。 た。	有（注3）	-	52																																							
シンフォニアテクノ ロジー株式会社	6,000	6,000	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	有																																																												
	5	8			株式会社鳥貴族	2,100	2,100	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無	3	3	株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	-	33,880	前事業年度において、総合的な協力関係 の維持・強化のために保有しておりました。 た。	有（注3）	-	52																																														
株式会社鳥貴族	2,100	2,100	営業上の取引関係の維持・強化のために 保有しております。	無																																																												
	3	3			株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	-	33,880	前事業年度において、総合的な協力関係 の維持・強化のために保有しておりました。 た。	有（注3）	-	52																																																					
株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	-	33,880	前事業年度において、総合的な協力関係 の維持・強化のために保有しておりました。 た。	有（注3）																																																												
	-	52																																																														

（注）1．定量的な保有効果については取引先との取引内容に関わるため記載が困難ですが、2020年5月に実施した取締役会において保有の合理性を検証しております。

2．「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

3．発行会社は、当行株式を直接保有しておりませんが、そのグループ企業が当行株式を保有しております。

(みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
	-	-		-
	-	-		-

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	148	7,470	149	8,969
非上場株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式	265	472	741
非上場株式	-	-	-

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当ありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
株式会社三十三フィナンシャルグル ープ	33,880	50

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	6 66,696	6 81,066
金銭の信託	1,069	1,069
有価証券	6, 11 304,416	6, 11 299,868
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 695,794	1, 2, 3, 4, 5, 7 712,085
外国為替	1,101	1,202
リース債権及びリース投資資産	6 6,858	6 6,915
その他資産	6 14,023	6 14,013
有形固定資産	9, 10 16,112	9, 10 15,738
建物	4,567	4,388
土地	8 10,356	8 10,076
建設仮勘定	7	90
その他の有形固定資産	1,182	1,182
無形固定資産	374	244
ソフトウェア	323	188
ソフトウェア仮勘定	7	11
その他の無形固定資産	44	43
繰延税金資産	3	1,460
支払承諾見返	1,699	1,566
貸倒引当金	11,978	11,854
資産の部合計	1,096,172	1,123,375
負債の部		
預金	6 900,902	6 919,238
譲渡性預金	48,670	54,700
コールマネー及び売渡手形	221	1,632
借入金	6 60,117	6 65,342
外国為替	5	0
その他負債	4,745	6 8,514
賞与引当金	372	366
退職給付に係る負債	3,215	148
睡眠預金払戻損失引当金	222	188
株式報酬引当金	22	35
繰延税金負債	514	83
再評価に係る繰延税金負債	8 1,706	8 1,661
負ののれん	102	85
支払承諾	1,699	1,566
負債の部合計	1,022,519	1,053,563

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
資本金	19,544	19,544
資本剰余金	16,702	16,699
利益剰余金	25,151	26,159
自己株式	188	189
株主資本合計	61,209	62,213
その他有価証券評価差額金	5,914	1,102
土地再評価差額金	8 3,566	8 3,474
退職給付に係る調整累計額	13	32
その他の包括利益累計額合計	9,466	4,544
新株予約権	38	38
非支配株主持分	2,938	3,015
純資産の部合計	73,653	69,811
負債及び純資産の部合計	1,096,172	1,123,375

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益	23,185	22,985
資金運用収益	14,021	14,024
貸出金利息	10,345	10,079
有価証券利息配当金	3,620	3,889
コールローン利息及び買入手形利息	0	0
預け金利息	40	40
その他の受入利息	14	13
役務取引等収益	2,064	2,266
その他業務収益	6,110	5,738
その他経常収益	987	955
償却債権取立益	64	58
その他の経常収益	1,923	1,897
経常費用	21,282	20,365
資金調達費用	507	455
預金利息	460	394
譲渡性預金利息	7	12
コールマネー利息及び売渡手形利息	4	21
債券貸借取引支払利息	1	-
借入金利息	32	27
役務取引等費用	1,819	1,753
その他業務費用	5,477	5,540
営業経費	2,12,032	2,11,760
その他経常費用	1,445	855
貸倒引当金繰入額	769	266
その他の経常費用	3,676	3,588
経常利益	1,903	2,619
特別損失	245	157
固定資産処分損	44	3
減損損失	4,200	4,154
税金等調整前当期純利益	1,658	2,461
法人税、住民税及び事業税	795	818
法人税等調整額	133	174
法人税等合計	662	993
当期純利益	996	1,468
非支配株主に帰属する当期純利益	31	114
親会社株主に帰属する当期純利益	964	1,354

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	996	1,468
その他の包括利益	1 768	1 4,862
その他有価証券評価差額金	749	4,843
退職給付に係る調整額	18	18
包括利益	227	3,393
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	142	3,475
非支配株主に係る包括利益	85	81

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,544	16,702	24,518	187	60,576
当期変動額					
剰余金の配当			438		438
親会社株主に帰属する当期純利益			964		964
自己株式の取得				1	1
土地再評価差額金の取崩			107		107
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		-			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	633	1	632
当期末残高	19,544	16,702	25,151	188	61,209

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,717	3,674	4	10,396	38	2,855	73,867
当期変動額							
剰余金の配当							438
親会社株主に帰属する当期純利益							964
自己株式の取得							1
土地再評価差額金の取崩							107
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減							-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	803	107	18	929	-	83	846
当期変動額合計	803	107	18	929	-	83	214
当期末残高	5,914	3,566	13	9,466	38	2,938	73,653

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,544	16,702	25,151	188	61,209
当期変動額					
剰余金の配当			439		439
親会社株主に帰属する当期純利益			1,354		1,354
自己株式の取得				0	0
土地再評価差額金の取崩			92		92
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		2			2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	2	1,007	0	1,003
当期末残高	19,544	16,699	26,159	189	62,213

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,914	3,566	13	9,466	38	2,938	73,653
当期変動額							
剰余金の配当							439
親会社株主に帰属する当期純利益							1,354
自己株式の取得							0
土地再評価差額金の取崩							92
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減							2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,811	92	18	4,921	-	77	4,844
当期変動額合計	4,811	92	18	4,921	-	77	3,841
当期末残高	1,102	3,474	32	4,544	38	3,015	69,811

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,658	2,461
減価償却費	1,006	857
減損損失	200	154
負ののれん償却額	17	17
貸倒引当金の増減()	618	124
賞与引当金の増減額(は減少)	12	5
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	117	3,093
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5	-
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	18	34
株式報酬引当金の増減額(は減少)	11	12
資金運用収益	14,021	14,024
資金調達費用	507	455
有価証券関係損益()	1,083	269
金銭の信託の運用損益(は運用益)	47	73
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	44	3
貸出金の純増()減	3,437	16,290
預金の純増減()	18,727	18,335
譲渡性預金の純増減()	18,670	6,030
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	17,864	5,224
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	101	344
コールマネー等の純増減()	221	1,410
外国為替(資産)の純増()減	82	100
外国為替(負債)の純増減()	5	5
リース債権及びリース投資資産の純増()減	308	122
資金運用による収入	14,369	14,494
資金調達による支出	1,082	475
その他	515	4,112
小計	19,892	19,261
法人税等の支払額	422	1,067
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,315	18,194

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	71,111	68,288
有価証券の売却による収入	31,845	13,917
有価証券の償還による収入	50,326	51,781
有形固定資産の取得による支出	704	453
有形固定資産の売却による収入	20	17
有形固定資産の除却による支出	21	0
無形固定資産の取得による支出	62	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,291	3,032
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	438	439
非支配株主への配当金の支払額	2	2
自己株式の取得による支出	1	0
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	442	447
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	10,465	14,714
現金及び現金同等物の期首残高	76,272	65,806
現金及び現金同等物の期末残高	1 65,806	1 80,521

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

株式会社高銀ビジネス、オーシャンリース株式会社、株式会社高知カード、こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：39年～50年

その他：5年～10年

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,500百万円（前連結会計年度末は2,582百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役（社外取締役を除く）への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

（貸手側）

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 負ののれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当行は、2018年3月期より、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は55,800千円、株式数は45千株であります。

(退職給付信託の設定)

当行は、当連結会計年度において、退職給付制度の更なる健全化を目的として、退職給付信託を設定し、現金3,000百万円を拠出したしました。これにより、退職給付に係る負債が同額減少しております。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、概ね1年間程度の期間があれば収束するものと予想します。

主に貸出金等の信用リスクについては、一定の影響があると認識しておりますが、政府や自治体の経済対策が打ち出されており、また、当行の主要営業基盤である高知県の感染状況等を勘案すれば、影響は限定的で、与信費用の増加は多額とはならないとの仮定において貸倒引当金を算定しております。

なお、当該仮定は不確実であり、その経済への影響が変化した場合には、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	451百万円	625百万円
延滞債権額	27,306百万円	26,240百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,450百万円	1,287百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
合計額	29,207百万円	28,153百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	6,211百万円	4,863百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	85,917百万円	93,265百万円
リース債権及びリース投資資産	303百万円	139百万円
現金預け金	40百万円	40百万円
計	86,261百万円	93,445百万円
担保資産に対応する債務		
預金	430百万円	657百万円
借入金	54,755百万円	60,090百万円
その他負債	-	3,242百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有価証券	2,029百万円	2,196百万円
現金預け金	18百万円	18百万円
その他資産	6百万円	6百万円

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	5,000百万円	5,000百万円
敷金保証金	199百万円	223百万円
その他の保証金	1,023百万円	973百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	183,867百万円	179,473百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消し可能なもの)	183,328百万円	178,309百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	5,116百万円	4,967百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
減価償却累計額	14,814百万円	15,188百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	850百万円 (-)	850百万円 (-)

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	11,410百万円	15,600百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
株式等売却益	629百万円	691百万円
金銭の信託運用益	47百万円	73百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料・手当	6,361百万円	6,256百万円

3. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
株式等償却	104百万円	329百万円
株式等売却損	-	137百万円
貸出金償却	447百万円	48百万円

4. 継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの減少等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 減損損失(百万円)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 減損損失(百万円)
高知県内	営業店舗	土地	158	4
		建物	12	-
	社宅	-	127	
	遊休資産等	土地	2	-
		建物	27	-
愛媛県内	営業店舗	土地	-	14
		建物	-	0
	社宅	土地	-	4
		建物	-	1

当行の資産のグルーピングについては、稼働資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等(売却・廃止予定店舗を含む)については各資産としております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	49	6,675
組替調整額	1,074	269
税効果調整前	1,025	6,944
税効果額	276	2,100
その他有価証券評価差額金	749	4,843
退職給付に係る調整額		
当期発生額	21	34
組替調整額	5	8
税効果調整前	26	26
税効果額	8	8
退職給付に係る調整額	18	18
その他の包括利益合計	768	4,862

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,244	-	-	10,244	
第1種優先株式	7,500	-	-	7,500	
合計	17,744	-	-	17,744	
自己株式					
普通株式	127	1	-	129	(注)1,2
合計	127	1	-	129	

(注)1. 自己株式における普通株式の当連結会計年度末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式45千株が含まれております。

2. 自己株式における普通株式の増加株式数1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要	
			当連結会 計年度期 首	当連結会計年度				当連結会 計年度末
				増加	減少			
当行	ストック・オプション としての新株予約権					38		
	合計					38		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	152	15.00	2018年3月31日	2018年6月27日
	第1種優先株式	110	14.736	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	101	10.00	2018年9月30日	2018年12月7日
	第1種優先株式	74	9.888	2018年9月30日	2018年12月7日

(注)1. 2018年6月26日定時株主総会の決議による「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2018年3月31日基準日:45千株)に対する配当金675千円が含まれております。

2. 2018年11月9日取締役会の決議による「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2018年9月30日基準日:45千株)に対する配当金450千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	152	利益剰余金	15.00	2019年3月31日	2019年6月26日
	第1種優先 株式	111	利益剰余金	14.832	2019年3月31日	2019年6月26日

(注)「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2019年3月31日基準日:45千株)に対する配当金675千円が含まれております。

当連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,244	-	-	10,244	
第1種優先株式	7,500	-	-	7,500	
合計	17,744	-	-	17,744	
自己株式					
普通株式	129	0	-	130	(注) 1, 2
合計	129	0	-	130	

(注) 1. 自己株式における普通株式の当連結会計年度末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式45千株が含まれております。

2. 自己株式における普通株式の増加株式数0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会 計年度期 首	当連結会計年度			
				増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権					38	
	合計					38	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	152	15.00	2019年3月31日	2019年6月26日
	第1種優先株式	111	14.832	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	101	10.00	2019年9月30日	2019年12月6日
	第1種優先株式	74	9.888	2019年9月30日	2019年12月6日

(注) 1. 2019年6月25日定時株主総会の決議による「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2019年3月31日基準日: 45千株)に対する配当金675千円が含まれております。

2. 2019年11月8日取締役会の決議による「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2019年9月30日基準日: 45千株)に対する配当金450千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	152	利益剰余金	15.00	2020年3月31日	2020年6月26日
	第1種優先 株式	111	利益剰余金	14.832	2020年3月31日	2020年6月26日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式(2020年3月31日基準日: 45千株)に対する配当金675千円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預け金勘定	66,696百万円	81,066百万円
普通預け金	122百万円	239百万円
通知預け金	300百万円	-
定期預け金	188百万円	188百万円
その他預け金	<u>278百万円</u>	<u>117百万円</u>
現金及び現金同等物	<u>65,806百万円</u>	<u>80,521百万円</u>

(リース取引関係)

リース取引関係について記載すべき重要なものではありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出金業務や預金業務を中心とした金融サービス業務を行うほか、債券等により有価証券運用を行っており、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する主な金融資産は、国内の取引先に対する貸出金及び有価証券であります。貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

保有している主な金融負債は、顧客から調達する預金であり、これは金利リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループでは、「リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」のほか、信用リスクに関する管理規程に基づき、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っています。

営業店及び審査部門（融資統括部）において、個別債務者の財務分析、業界動向、資金使途、返済計画の評価を行うことで、個別債務者の管理をしております。評価は、新規与信実行時及び実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するように努めています。さらに、自己査定等の状況については、監査部がチェックしております。

リスク管理部門（与信管理部）において、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、銀行全体の適切な与信ポートフォリオの構築を図るとともに、ストレス・テストを行っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

リスク管理部門は、金利リスクをはじめとした市場リスク量を計測するとともに、ストレス・テストを行って、金利・株式市場が大きく変動した場合に、自己資本に与える影響を試算しています。また、市場リスクを一定の範囲内に管理するため、ポジション枠、損失限度額、リスク・リミットのリスク限度枠を設定しており、リスク管理委員会等において、市場リスクのコントロールについて検討を行っております。

() 金利リスクの管理

当行では、銀行勘定（資産・負債勘定及び金利変動に感応するオフバランス勘定を含む）における金利リスクは、観測期間5年で計測した金利変動の1%タイル値・99%タイル値による金利ショックを与え計量化しています。

また、上記の方法以外にも貸出金、預金、有価証券などについて、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）、ギャップ分析、VaR（バリュー・アット・リスク）などの計測手法を用いて計量化しています。

() 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があり、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、市場リスクに関する管理規程に基づき、リスクを管理しております。資金運用部門である市場金融部は、予め取締役会において定められた取引種類ごとの運用限度額や保有基準等の範囲内で運用を行うことにより、価格変動リスクを管理しています。これらのモニタリング結果は、リスク管理部門を通じて、定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告し、検討、分析を行っております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行では、金利リスク、為替リスク、株式等の価格変動リスクなどを、統一的なリスク尺度としてVaRを利用することにより管理しています。VaRの計測手法には分散共分散法を用いており、過去1年間のヒストリカル・データに基づき、保有期間は、債券60営業日、純投資株式60営業日、政策投資株式240営業日、投資信託60営業日、預貸金120営業日とし、信頼区間片側99.0%によりリスク量を集計しています。これらの前提条件をもとに計測した、2020年3月31日時点における当行単体のVaRの値は15,450百万円（前連結会計年度末は7,284百万円）です。

VaR計測モデルについては、定期的にバック・テストングを実施することにより、その有効性を分析しています。なお、分散共分散法によるVaRは、統計的な仮定に基づいて算定したものであり、前提条件等によって、大きく異なる値となるものであり、また、最大損失額の予測を意図するものではありません。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、管理規程の整備を進めるとともに、取締役会において年度毎にリスク管理プログラムを定め、流動性リスクの顕在化を防止しております。また、流動性リスクの主管部である市場金融部では、資金繰りをする部門（フロント・オフィス）と事務処理及びリスク管理を担当する部門（バック・オフィス）を分離し、それぞれ管理ルールに則った業務運営を行っており、相互に牽制機能が働く体制をとるとともに、リスク統括部署（経営統括部）においてモニタリングを実施しています。

リスクの分析結果は定期的にリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	66,696	66,696	-
(2) 金銭の信託	1,069	1,069	-
(3) 有価証券 その他有価証券	303,178	303,178	-
(4) 貸出金 貸倒引当金（*1）	695,794 11,583		
	684,211	687,438	3,226
資産計	1,055,155	1,058,382	3,226
(1) 預金	900,902	900,959	57
(2) 譲渡性預金	48,670	48,670	-
(3) コールマネー及び売渡手形	221	221	-
(4) 借入金	60,117	60,087	30
負債計	1,009,912	1,009,938	26

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	81,066	81,066	-
(2) 金銭の信託	1,069	1,069	-
(3) 有価証券 其他有価証券	298,580	298,580	-
(4) 貸出金 貸倒引当金(*1)	712,085 11,391		
	700,693	703,942	3,248
資産計	1,081,409	1,084,658	3,248
(1) 預金	919,238	919,278	40
(2) 譲渡性預金	54,700	54,700	-
(3) コールマネー及び売渡手形	1,632	1,632	-
(4) 借入金	65,342	65,312	29
負債計	1,040,913	1,040,923	10

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債等は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くこと等により、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式(*1)(*2)	1,089	1,109
組合出資金(*3)	148	178
合 計	1,238	1,287

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式についての減損処理額はありませぬ。

当連結会計年度において、非上場株式についての減損処理額はありませぬ。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりませぬ。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	53,035	-	-	-	-	-
有価証券	40,414	60,879	36,064	25,123	28,835	73,071
その他有価証券のうち 満期があるもの	40,414	60,879	36,064	25,123	28,835	73,071
うち国債	16,000	19,000	6,000	1,000	4,000	4,000
地方債	3,751	4,544	-	-	2,100	-
社債	11,947	19,146	10,217	5,790	5,500	62,991
外国債券	6,619	11,664	15,550	12,259	4,408	5,798
その他	2,096	6,524	4,296	6,074	12,826	281
貸出金(*)	187,792	133,319	89,954	57,715	67,142	110,213
合 計	281,242	194,198	126,018	82,839	95,977	183,285

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない127,757百万円、期間の定めのないもの21,898百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	65,863	-	-	-	-	-
有価証券	36,136	46,335	38,422	22,481	21,283	92,547
その他有価証券のうち 満期があるもの	36,136	46,335	38,422	22,481	21,283	92,547
うち国債	13,000	12,000	1,000	2,000	2,000	3,000
地方債	4,544	-	-	1,000	1,600	-
社債	6,121	21,820	9,740	4,200	4,300	83,468
外国債券	8,788	6,985	21,700	8,025	3,370	6,079
その他	3,683	5,530	5,982	7,256	10,012	-
貸出金(*)	201,145	128,239	99,623	59,673	65,169	111,354
合 計	303,145	174,575	138,046	82,154	86,453	203,902

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない126,865百万円、期間の定めのないもの20,013百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	802,770	94,899	3,180	5	22	24
譲渡性預金	48,670	-	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	221	-	-	-	-	-
借入金	9,146	42,732	7,968	148	122	-
合計	860,808	137,632	11,148	153	145	24

(*) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	858,803	58,603	1,779	11	22	17
譲渡性預金	54,700	-	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	1,632	-	-	-	-	-
借入金	24,525	21,595	19,020	120	79	-
合計	939,661	80,199	20,799	132	102	17

(*) 預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	12,264	6,770	5,493
	債券	172,559	168,646	3,913
	国債	51,300	49,476	1,824
	地方債	10,692	10,435	256
	社債	110,566	108,734	1,832
	その他	59,785	57,701	2,084
	外国債券	38,305	37,780	524
	小計	244,609	233,118	11,491
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	4,335	5,172	836
	債券	11,315	11,361	45
	国債	993	995	1
	地方債	-	-	-
	社債	10,321	10,366	44
	その他	42,916	44,765	1,848
	外国債券	18,377	18,700	322
	小計	58,568	61,298	2,730
合計		303,178	294,416	8,761

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額1,238百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	9,152	4,542	4,609
	債券	131,855	129,485	2,370
	国債	32,328	31,300	1,028
	地方債	6,833	6,681	151
	社債	92,693	91,502	1,190
	その他	50,811	48,795	2,016
	外国債券	31,818	31,227	591
	小計	191,819	182,823	8,996
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	5,376	7,121	1,744
	債券	47,271	47,791	519
	国債	1,996	2,012	16
	地方債	499	500	0
	社債	44,775	45,278	502
	その他	54,112	59,025	4,913
	外国債券	22,999	23,875	875
	小計	106,760	113,938	7,178
合計		298,580	296,761	1,818

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額1,287百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,703	629	-
債券	26,087	518	0
国債	3,302	362	-
地方債	2,905	6	0
社債	19,879	148	0
その他	3,675	63	0
外国債券	3,662	63	0
合計	31,466	1,211	0

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,740	678	137
債券	9,395	373	-
国債	5,472	350	-
地方債	601	1	-
社債	3,321	21	-
その他	2,780	199	-
外国債券	1,096	9	-
合計	13,917	1,251	137

5．保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

6．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、113百万円（株式100百万円、社債13百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、698百万円（株式326百万円、社債12百万円、投資信託358百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として、銘柄ごとに以下のとおり定めております。

時価が取得原価に対して50%以上下落している場合

時価が取得原価に対して30%以上50%未満下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,069	28

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,069	5

2．満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
該当事項はありません。

(其他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2019年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	8,767
其他有価証券	8,767
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	2,654
其他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	6,113
() 非支配株主持分相当額	198
(+) 持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
其他有価証券評価差額金	5,914

当連結会計年度 (2020年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	1,823
其他有価証券	1,823
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	554
其他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	1,269
() 非支配株主持分相当額	166
(+) 持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
其他有価証券評価差額金	1,102

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	15,703	-	169	169
	買建	329	-	1	1
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
合計				168	168

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	12,869	-	30	30
	買建	964	-	13	13
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
合計				43	43

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、2010年1月1日から確定拠出企業型年金制度（前払い退職金制度との選択制）と退職一時金制度で構成する退職給付制度を採用しており、退職一時金制度に対して2020年3月26日に退職給付信託を設定しております。

また、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合があります。

なお、連結子会社は、主として退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,306	3,215
勤務費用	162	156
利息費用	29	28
数理計算上の差異の発生額	21	34
退職給付の支払額	305	286
退職給付債務の期末残高	3,215	3,148

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	-	-
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の発生額	-	0
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	-	-
退職給付信託の設定	-	3,000
その他	-	-
年金資産の期末残高	-	2,999

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	3,131
年金資産	-	2,999
	-	131
非積立型制度の退職給付債務	3,215	17
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,215	148

退職給付に係る負債	3,215	148
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,215	148

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用(注1)	162	156
利息費用	29	28
期待運用収益	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	5	8
その他(注2)	2	0
確定給付制度に係る退職給付費用	189	193

(注1) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(注2) 臨時に支払った割増退職金であります。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
数理計算上の差異	26	26
合計	26	26

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識数理計算上の差異	19	46
合計	19	46

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	-	-
株式	-	-
現金及び預金	-	-
その他	-	100%
合計	-	100%

(注) 年金資産は、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託(円貨短期資金運用)であります。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.90%	0.90%
長期期待運用収益率	-	0.00%
予想昇給率等	7.06%	7.74%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度155百万円、当連結会計年度152百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

当行は、2008年6月26日開催の第128期定時株主総会において、当行取締役役に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額及び当該新株予約権の具体的な内容について承認をいただきましたが、2017年6月27日開催の第137期定時株主総会において業績連動型株式報酬制度の導入に関する議案の可決承認をもって、上記新株予約権に係る取締役の報酬枠を廃止し、新規に新株予約権の付与は行わないことといたしました。

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) スtock・オプションの内容

	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション
決議年月日	2008年8月8日	2009年8月12日	2010年8月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役7名	当行の取締役7名	当行の取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの数 1	普通株式 13,600株	普通株式 12,900株	普通株式 14,600株
付与日	2008年8月26日	2009年8月27日	2010年8月31日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。		
権利行使期間	自 2008年8月27日 至 2038年8月26日	自 2009年8月28日 至 2039年8月27日	自 2010年9月1日 至 2040年8月31日
新株予約権の数(個) 2	25(注1)	25(注1)	30(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 2	普通株式 2,500株(注2)	普通株式 2,500株(注2)	普通株式 3,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額 2	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 2	発行価格 950円 資本組入額 480円	発行価格 830円 資本組入額 420円	発行価格 670円 資本組入額 340円
新株予約権の行使の条件	(注3)		
新株予約権の譲渡に関する事項 2	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 2	(注4)		

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
決議年月日	2011年8月8日	2012年8月7日	2013年11月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役8名	当行の取締役7名	当行の取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの数 1	普通株式 14,600株	普通株式 14,600株	普通株式 8,000株
付与日	2011年8月25日	2012年9月12日	2013年12月26日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。		
権利行使期間	自 2011年8月26日 至 2041年8月25日	自 2012年9月13日 至 2042年9月12日	自 2013年12月27日 至 2043年12月26日
新株予約権の数(個) 2	39(注1)	51(注1)	40(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 2	普通株式 3,900株 (注2)	普通株式 5,100株 (注2)	普通株式 4,000株 (注2)
新株予約権の行使時の払込金額 2	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 2	発行価格 750円 資本組入額 380円	発行価格 770円 資本組入額 390円	発行価格 1,420円 資本組入額 710円
新株予約権の行使の条件	(注3)		
新株予約権の譲渡に関する事項 2	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 2	(注4)		

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
決議年月日	2014年8月8日	2015年8月7日	2016年8月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役7名	当行の取締役7名	当行の取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの数 1	普通株式 8,500株	普通株式 7,700株	普通株式 11,400株
付与日	2014年8月27日	2015年8月26日	2016年8月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。		
権利行使期間	自 2014年8月28日 至 2044年8月27日	自 2015年8月27日 至 2045年8月26日	自 2016年8月25日 至 2046年8月24日
新株予約権の数(個) 2	47(注1)	46(注1)	81(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 2	普通株式 4,700株 (注2)	普通株式 4,600株 (注2)	普通株式 8,100株 (注2)
新株予約権の行使時の払込金額 2	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 2	発行価格 1,270円 資本組入額 640円	発行価格 1,330円 資本組入額 670円	発行価格 960円 資本組入額 480円
新株予約権の行使の条件	(注3)		
新株予約権の譲渡に関する事項 2	譲渡による新株予約権の取得については、認めないものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 2	(注4)		

- 1 株式数に換算して記載しております。
- 2 当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注1）新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、上記表中の株式数及び金額は、当行が2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映している。

（注2）新株予約権の割当日後に当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当行が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。

（注3）新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当行の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

相続承継人は、相続開始後10カ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当行所定の相続手続を完了しなければならない。

相続承継人は、所定の行使期間内で、かつ、当行所定の相続手続完了時から3カ月以内に限り新株予約権を行使することができる。

(3) その他権利行使の条件は、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

（注4）当行が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当行が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

（追加情報）

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	2,500	2,500	3,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	2,500	2,500	3,000
	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	3,900	5,100	4,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	3,900	5,100	4,000

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	4,700	4,600	8,100
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	4,700	4,600	8,100

単価情報

	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	940	820	660
	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	740	760	1,410
	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,260	1,320	950

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションは該当ありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用します。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,144百万円	4,080百万円
その他有価証券評価差額金	831	2,184
退職給付に係る負債	979	958
固定資産の減損損失	389	390
有価証券評価損	191	313
賞与引当金	113	111
繰延資産	104	99
減価償却	11	0
税務上の繰越欠損金	12	0
その他	424	433
繰延税金資産小計	7,203	8,571
評価性引当額(注)	4,114	4,340
繰延税金資産合計	3,089	4,230
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,486	2,738
固定資産圧縮積立金	104	104
子会社の留保利益金	10	10
繰延税金負債合計	3,600	2,853
繰延税金資産(は負債)の純額	511百万円	1,377百万円

(注) 評価性引当額変動の主な内容

前連結会計年度(2019年3月31日)

評価性引当額が141百万円増加しております。主な要因は、貸倒引当金に関する評価性引当額を207百万円追加的に認識し、有価証券評価損に関する評価性引当額が84百万円減少したこと等によるものです。

当連結会計年度(2020年3月31日)

評価性引当額が226百万円増加しております。主な要因は、有価証券評価損に関する評価性引当額が121百万円増加し、貸倒引当金に関する評価性引当額を102百万円追加的に認識したこと等によるものです。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.45%	30.45%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.93	0.70
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.84	1.47
住民税均等割等	1.54	1.03
評価性引当額	8.53	9.21
その他	0.31	0.42
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.92%	40.34%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社4社で構成されており、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」「リース業」及び「クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

「クレジットカード業」は、株式会社高知カードにおいて、クレジットカード業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	17,279	5,533	372	23,185	-	23,185
セグメント間の内部経常収益	35	79	-	114	114	-
計	17,315	5,612	372	23,300	114	23,185
セグメント利益又は損失()	1,746	163	6	1,903	0	1,903
セグメント資産	1,084,948	12,147	2,828	1,099,925	3,752	1,096,172
セグメント負債	1,015,871	8,340	1,742	1,025,954	3,434	1,022,519
その他の項目						
減価償却費	931	57	3	992	13	1,006
資金運用収益	13,990	19	38	14,047	25	14,021
資金調達費用	477	54	0	532	24	507
特別損失	245	-	-	245	-	245
(減損損失)	200	-	-	200	-	200
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	817	0	15	834	24	858

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 調整額は、次のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
- (2) セグメント資産の調整額 3,752百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (3) セグメント負債の調整額 3,434百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (4) 減価償却費の調整額13百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
- (5) 資金運用収益の調整額 25百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (6) 資金調達費用の調整額 24百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額24百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	17,436	5,145	402	22,985	-	22,985
セグメント間の内部経常収益	36	76	-	113	113	-
計	17,472	5,222	402	23,098	113	22,985
セグメント利益	2,331	242	44	2,618	0	2,619
セグメント資産	1,112,332	12,276	2,780	1,127,389	4,013	1,123,375
セグメント負債	1,047,256	8,300	1,698	1,057,255	3,692	1,053,563
その他の項目						
減価償却費	781	58	4	845	12	857
資金運用収益	13,993	21	36	14,050	26	14,024
資金調達費用	430	50	0	481	25	455
特別損失	157	0	-	157	-	157
（減損損失）	154	-	-	154	-	154
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	489	5	-	494	15	509

（注）1．一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2．調整額は、次のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
- (2) セグメント資産の調整額 4,013百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (3) セグメント負債の調整額 3,692百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (4) 減価償却費の調整額12百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
- (5) 資金運用収益の調整額 26百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (6) 資金調達費用の調整額 25百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額15百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。

3．セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,345	4,839	5,497	2,503	23,185

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,079	5,157	5,107	2,640	22,985

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
減損損失	200	-	-	200	-	200

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
減損損失	154	-	-	154	-	154

【報告セグメントごとの負ののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業		
当期償却額	-	17	-	-	17
当期末残高	-	102	-	-	102

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			調整額	合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業		
当期償却額	-	17	-	-	17
当期末残高	-	85	-	-	85

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	岩崎文明		-	当行監査役	0.04	資金の貸出 利息の受取	資金の貸出 利息の受取	4 1	貸出金	46
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 ブライト (注2)	高知県 高知市	1	不動産業	-	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸借 契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借料 支払(注3)	2 0 5	貸出金 (注4)	9
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社 シーアール エフ (注2)	高知県 高知市	3	不動産業	-	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸借 契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借料 支払(注3)	4 0 0	貸出金	4

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸出金の取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。

(注2) 監査役岩崎文明の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

(注3) 土地の賃借料は、近隣の賃貸条件を勘案したうえで協議し、賃貸借契約を締結しております。

(注4) 監査役岩崎文明が連帯保証契約を締結しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	岩崎文明 (注5)		-	当行監査役	0.04	資金の貸出 利息の受取	資金の貸出 利息の受取	1 0	貸出金	44
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 ブライト (注2)(注6)	高知県 高知市	1	不動産業	-	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸借 契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借料 支払(注3)	0 0 1	貸出金 (注4)	8
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社 シーアール エフ (注2)(注6)	高知県 高知市	3	不動産業	-	資金の貸出 利息の受取 土地の賃貸借 契約の締結	資金の貸出 利息の受取 土地の賃借料 支払(注3)	1 0 -	貸出金	3

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸出金の取引条件は、一般の取引先と同様に決定しております。

(注2) 監査役岩崎文明の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

(注3) 土地の賃借料は、近隣の賃貸条件を勘案したうえで協議し、賃貸借契約を締結しております。

(注4) 監査役岩崎文明が連帯保証契約を締結しております。

(注5) 岩崎文明氏は、2019年6月25日付で当行監査役を退任しておりますので、取引金額については同日までのものを、期末残高については同日現在の残高をそれぞれ記載しております。

(注6) 株式会社ブライト及び有限会社シーアールエフは、2019年6月25日付で関連当事者に該当しなくなりましたので、取引金額については同日までのものを、期末残高については同日現在の残高をそれぞれ記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
1株当たり純資産額	5,492円97銭	5,106円05銭
1株当たり当期純利益	77円02銭	115円55銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	38円49銭	46円61銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当連結会計年度 (2020年 3月31日)
1株当たり純資産額			
純資産の部の合計額	百万円	73,653	69,811
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	18,088	18,165
(うち新株予約権)	百万円	38	38
(うち非支配株主持分)	百万円	2,938	3,015
(うち優先株式)	百万円	15,000	15,000
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	111	111
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	55,564	51,646
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	10,115	10,114

(注) 2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	964	1,354
普通株主に帰属しない金額	百万円	185	185
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	111	111
うち中間優先配当額	百万円	74	74
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	779	1,168
普通株式の期中平均株式数	千株	10,116	10,115
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	185	185
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	111	111
うち中間優先配当額	百万円	74	74
普通株式増加数	千株	14,939	18,938
うち優先株式	千株	14,901	18,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(注) 3 . 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、「1株当たり純資産額」「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

「1株当たり純資産額」の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度における株式数は45千株（前連結会計年度は45千株）であります。

また、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において45千株（前連結会計年度は45千株）であります。

(重要な後発事象)

(債権の取立不能または取立遅延のおそれについて)

当行の取引先である株式会社チャンスが、2020年5月25日付で大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じました。

当行の同社に対する債権は、貸出金681百万円であり、担保等で保全されていない部分（681百万円）については2021年3月期 第1四半期において全額引当処理を行います。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	60,117	65,342	0.03	-
借入金	60,117	65,342	0.03	2020年4月～ 2029年4月
1年以内に返済予定のリース債務	20	48	-	-
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	46	124	-	2021年5月～ 2025年4月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、「平均利率」の記載をしておりません。

2. 借入金のうち日本銀行からの借入金60,000百万円は無利息であります。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金 (百万円)	24,525	13,576	8,018	18,717	303
リース債務 (百万円)	48	47	32	31	12

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、コマーシャル・ペーパーの発行については、該当ありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	5,909	11,509	17,173	22,985
税金等調整前四半期(当期)純 利益(百万円)	774	1,840	2,551	2,461
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(百万円)	468	1,238	1,751	1,354
1株当たり四半期(当期)純利 益	46円30銭	115円10銭	165円82銭	115円55銭

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1 株当たり四半期純損失()	46円30銭	68円80銭	50円71銭	50円26銭

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	66,211	80,889
現金	13,658	15,200
預け金	7 52,553	7 65,689
金銭の信託	1,069	1,069
有価証券	7 304,272	7 299,751
国債	52,294	34,324
地方債	10,692	7,333
社債	10 120,726	10 137,307
株式	1 17,146	1 15,130
その他の証券	1 103,412	1 105,654
貸出金	2, 3, 4, 5, 11 698,420	2, 3, 4, 5 714,678
割引手形	6 6,211	6 4,863
手形貸付	26,234	25,875
証書貸付	571,139	579,738
当座貸越	8 94,834	8 104,200
外国為替	1,101	1,202
外国他店預け	478	872
取立外国為替	623	329
その他資産	7,743	7,607
前払費用	61	63
未収収益	940	831
金融派生商品	11	79
その他の資産	7 6,729	7 6,632
有形固定資産	9 16,003	9 15,611
建物	4,564	4,386
土地	10,346	10,066
リース資産	35	32
建設仮勘定	7	90
その他の有形固定資産	1,049	1,035
無形固定資産	359	236
ソフトウェア	309	182
ソフトウェア仮勘定	7	11
その他の無形固定資産	42	42
繰延税金資産	-	1,454
支払承諾見返	1,699	1,566
貸倒引当金	11,667	11,514
資産の部合計	1,085,214	1,112,553

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
預金	7 902,030	7 920,654
当座預金	41,426	42,487
普通預金	362,282	378,466
貯蓄預金	9,391	9,414
通知預金	1,204	1,536
定期預金	476,068	476,196
定期積金	7,294	7,155
その他の預金	4,362	5,397
譲渡性預金	48,670	54,700
コールマネー	221	1,632
借入金	7 55,559	7 60,960
借入金	55,559	60,960
外国為替	5	0
未払外国為替	5	0
その他負債	2,335	5,910
未払法人税等	541	297
未払費用	653	635
前受収益	354	490
給付補填備金	1	1
金融派生商品	179	36
リース債務	38	34
その他の負債	565	7 4,414
賞与引当金	364	358
退職給付引当金	3,180	85
睡眠預金払戻損失引当金	222	188
株式報酬引当金	22	35
繰延税金負債	407	-
再評価に係る繰延税金負債	1,706	1,661
支払承諾	1,699	1,566
負債の部合計	1,016,427	1,047,753
純資産の部		
資本金	19,544	19,544
資本剰余金	16,702	16,702
資本準備金	11,751	11,751
その他資本剰余金	4,951	4,951
利益剰余金	23,277	24,188
利益準備金	924	1,012
その他利益剰余金	22,352	23,175
圧縮記帳積立金	237	237
繰越利益剰余金	22,114	22,938
自己株式	188	189
株主資本合計	59,334	60,245
その他有価証券評価差額金	5,847	1,041
土地再評価差額金	3,566	3,474
評価・換算差額等合計	9,413	4,515
新株予約権	38	38
純資産の部合計	68,786	64,799
負債及び純資産の部合計	1,085,214	1,112,553

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益	17,311	17,470
資金運用収益	13,985	13,988
貸出金利息	10,333	10,070
有価証券利息配当金	3,595	3,862
コールローン利息	0	0
預け金利息	40	40
その他の受入利息	14	13
役務取引等収益	1,775	1,979
受入為替手数料	615	653
その他の役務収益	1,159	1,326
その他業務収益	612	630
商品有価証券売買益	4	2
国債等債券売却益	581	559
国債等債券償還益	8	16
金融派生商品収益	4	2
その他の業務収益	14	48
その他経常収益	937	872
償却債権取立益	63	58
株式等売却益	629	623
金銭の信託運用益	47	73
その他の経常収益	196	116
経常費用	15,591	15,145
資金調達費用	477	430
預金利息	460	394
譲渡性預金利息	7	12
コールマネー利息	4	21
債券貸借取引支払利息	1	-
借入金利息	1	1
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	1,635	1,579
支払為替手数料	108	106
その他の役務費用	1,527	1,472
その他業務費用	436	855
外国為替売買損	404	323
国債等債券売却損	0	-
国債等債券償還損	16	159
国債等債券償却	13	371
営業経費	11,741	11,460
その他経常費用	1,300	819
貸倒引当金繰入額	616	224
貸出金償却	446	47
株式等売却損	-	137
株式等償却	117	337
その他の経常費用	119	71
経常利益	1,719	2,324
特別損失	245	157
固定資産処分損	44	3
減損損失	200	154
税引前当期純利益	1,474	2,166
法人税、住民税及び事業税	702	731
法人税等調整額	128	176
法人税等合計	573	908
当期純利益	900	1,258

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	19,544	11,751	4,951	16,702	836	237	21,632	22,707	187	58,765
当期変動額										
剰余金の配当					87		526	438		438
当期純利益							900	900		900
自己株式の取得									1	1
土地再評価差額金の取崩							107	107		107
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	87	-	482	570	1	568
当期末残高	19,544	11,751	4,951	16,702	924	237	22,114	23,277	188	59,334

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,671	3,674	10,345	38	69,149
当期変動額					
剰余金の配当					438
当期純利益					900
自己株式の取得					1
土地再評価差額金の取崩					107
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	824	107	931	-	931
当期変動額合計	824	107	931	-	363
当期末残高	5,847	3,566	9,413	38	68,786

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	19,544	11,751	4,951	16,702	924	237	22,114	23,277	188	59,334
当期変動額										
剰余金の配当					87		527	439		439
当期純利益							1,258	1,258		1,258
自己株式の取得									0	0
土地再評価差額金の取崩							92	92		92
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	87	-	823	911	0	910
当期末残高	19,544	11,751	4,951	16,702	1,012	237	22,938	24,188	189	60,245

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,847	3,566	9,413	38	68,786
当期変動額					
剰余金の配当					439
当期純利益					1,258
自己株式の取得					0
土地再評価差額金の取崩					92
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,805	92	4,897	-	4,897
当期変動額合計	4,805	92	4,897	-	3,987
当期末残高	1,041	3,474	4,515	38	64,799

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：39年～50年

その他：5年～10年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,500百万円（前事業年度末は2,582百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、当行の取締役（社外取締役を除く）への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税額等は当事業年度の費用に計上しております。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当行は、2018年3月期より、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)を対象に、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」という。)が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、前事業年度末及び当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は55,800千円、株式数は45千株であります。

(退職給付信託の設定)

当行は、当事業年度において、退職給付制度の更なる健全化を目的として、退職給付信託を設定し、現金3,000百万円を拠出したしました。これにより、退職給付引当金が同額減少しております。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、概ね1年間程度の期間があれば収束するものと予想します。

主に貸出金等の信用リスクについては、一定の影響があると認識しておりますが、政府や自治体の経済対策が打ち出されており、また、当行の主要営業基盤である高知県の感染状況等を勘案すれば、影響は限定的で、与信費用の増加は多額とはならないとの仮定を以て貸倒引当金を算定しております。

なお、当該仮定は不確実であり、その経済への影響が変化した場合には、将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金の総額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式	318百万円	318百万円
組合出資金	561百万円	552百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	449百万円	624百万円
延滞債権額	27,291百万円	26,226百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	1,450百万円	1,287百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
合計額	29,191百万円	28,138百万円

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	6,211百万円	4,863百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	85,917百万円	93,265百万円
担保資産に対応する債務		
預金	430百万円	657百万円
借入金	54,500百万円	60,000百万円
その他の負債	-	3,242百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有価証券	2,029百万円	2,196百万円
預け金	18百万円	18百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	5,000百万円	5,000百万円
敷金保証金	185百万円	209百万円
その他の保証金	1,022百万円	971百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	185,438百万円	181,344百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消し可能なもの)	184,898百万円	180,180百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額 (当該事業年度の圧縮記帳額)	850百万円 (-)	850百万円 (-)

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
11,410百万円	15,600百万円

11. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
46百万円	-

(損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料・手当	5,936百万円	5,831百万円

(有価証券関係)

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式及び出資金	880	871
関連会社株式及び出資金	-	-
合計	880	871

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,062百万円	3,988百万円
その他有価証券評価差額金	831	2,184
退職給付引当金	968	939
固定資産の減損損失	389	390
有価証券評価損	173	294
賞与引当金	110	109
繰延資産	104	99
減価償却	11	-
その他	405	416
繰延税金資産小計	7,057	8,422
評価性引当額	3,991	4,224
繰延税金資産合計	3,066	4,197
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,369	2,638
固定資産圧縮積立金	104	104
繰延税金負債合計	3,474	2,742
繰延税金資産(は負債)の純額	407百万円	1,454百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.45%	30.45%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.04	0.79
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.90	1.55
住民税均等割等	1.69	1.15
評価性引当額	7.53	10.79
その他	0.10	0.29
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.91%	41.92%

(重要な後発事象)

(債権の取立不能または取立遅延のおそれについて)

当行の取引先である株式会社チャンスが、2020年5月25日付で大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じました。

当行の同社に対する債権は、貸出金681百万円であり、担保等で保全されていない部分(681百万円)については2021年3月期第1四半期において全額引当処理を行います。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	12,779	54	24 (2)	12,809	8,422	228	4,386
土地	10,346	-	279 (19)	10,066	-	-	10,066
	[5,207]	[10]	[259]	[4,959]			
リース資産	71	9	20	59	27	12	32
建設仮勘定	7	87	3	90	-	-	90
その他の有形固定資産	5,024	549	417 (132)	5,156	4,120	410	1,035
	[65]	[239]	[128]	[176]			
有形固定資産計	28,228	699	746 (154)	28,182	12,571	650	15,611
	[5,272]	[250]	[387]	[5,135]			
無形固定資産							
ソフトウェア	1,652	0	-	1,652	1,470	127	182
ソフトウェア仮勘定	7	4	-	11	-	-	11
その他の無形固定資産	1,298	-	-	1,298	1,256	0	42
無形固定資産計	2,957	5	-	2,962	2,726	127	236

(注) 1. 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

2. 当期首残高欄及び当期末残高欄における[]内は、土地再評価差額(繰延税金負債控除前)の残高であります。また、当期増加額欄における[]内は、科目の振替によるものであり、当期減少額欄における[]内は、土地の売却、減損損失の計上及び科目の振替によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	11,667	11,514	377	11,289	11,514
一般貸倒引当金	1,443	1,642	-	1,443	1,642
個別貸倒引当金	10,223	9,872	377	9,846	9,872
うち非居住者向け債権	590	574	-	590	574
賞与引当金	364	358	364	-	358
睡眠預金払戻損失引当金	222	-	34	-	188
株式報酬引当金	22	12	-	-	35
計	12,277	11,885	776	11,289	12,097

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額
個別貸倒引当金・・・洗替による取崩額
うち非居住者向け債権分・・・洗替による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	541	719	963	-	297
未払法人税等	356	379	606	-	129
未払事業税	184	340	356	-	168

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り及び買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取及び買増手数料	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告 をすることができない場合は、日本経済新聞及び高知市において発行す る高知新聞に掲載して行う。 公告掲載URLは次のとおり。 http://www.kochi-bank.co.jp/
株主に対する特典	ありません。

(注) 単元未満株主の権利

当銀行の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 法令により、定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第139期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月26日 関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月26日 関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

第140期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月13日 関東財務局長に提出

第140期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日） 2019年11月20日 関東財務局長に提出

第140期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 2020年2月13日 関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

2019年6月28日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づいて提出した臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月25日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇田 勝裕 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 靖英 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の取引先である株式会社チャンスが、2020年5月25日付で大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社高知銀行の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社高知銀行が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1．上記は当行（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 脇田 勝裕 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 青木 靖英 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第140期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高知銀行の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の取引先である株式会社チャンスが、2020年5月25日付で大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は当行（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。